

宇都宮市地域防災計画

【風水害・放射線等対策編】

令和7年3月

宇都宮市防災会議

目次

風水害・放射線等対策編

第1章 災害予防計画

第1節	都市・インフラの防災対策の推進	1
第2節	総合的な治水・雨水対策の実施	2
第1	治水上の課題	2
第2	総合治水・雨水対策の推進	2
第3節	防災知識の普及	5
第2	市民に対する防災知識の普及	5
第4節	防災訓練の実施	7
第5節	地域防災の充実	8
第6節	防災体制の確立	9
第7節	情報・通信システムの整備	10
第8節	火災予防の推進	11
第3	消防力の強化	11
第9節	林野火災予防の推進	12
第1	防火思想の普及啓発	12
第2	警戒巡視の実施	13
第3	消火活動体制の整備	13
第10節	危険物施設等における災害予防対策の推進	14
第1	危険物施設の安全対策	14
第7	古タイヤ等堆積物の安全対策	15
第11節	土砂災害予防対策の促進	16
第1	土砂災害対策	16
第2	急傾斜地災害対策	18
第3	土石流対策	19
第4	山地災害対策	20
第12節	飲料水・食料等の確保	21
第13節	防災拠点・避難場所等の整備	22
第4	風水害時に優先的に開設する避難所の選定等	22
第5	車両退避場所の確保	22
第14節	緊急輸送体制の整備	23
第15節	医療体制の整備	24
第16節	要配慮者支援体制の整備	25
第1	地域における要配慮者安全対策	25
第2	社会福祉施設・医療機関等の安全対策	25
第3	災害時のケア体制の整備	26

第17節	ボランティア活動への支援	27
第18節	廃棄物処理体制の整備	28
第19節	建築物等の災害予防対策の実施	29
第1	建築物の災害予防	29
第2	屋根材・看板等の防災対策	29
第3	文化財等の保護	29
第20節	農地・農業用施設等の災害予防対策の実施	30
第1	災害発生の未然防止	30

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部の設置	31
第1	災害対策本部の設置・廃止	31
第2	災害対策本部の組織、事務分掌	32
第3	防災会議との連携協力	32
第4	業務の継続	32
第2節	職員の動員配備	33
第1	動員基準	33
第2	動員方法	34
第3	動員時の留意事項	35
第3節	災害情報の収集・伝達	36
第1	24時間情報収集体制	36
第2	情報の受伝達体制	36
第3	予警報等の伝達	36
第4	災害情報等の収集・報告	44
第5	県・国への報告	44
第4節	応急避難対策の実施	46
第1	避難指示等の発令	46
第2	避難方法・避難誘導	47
第3	避難所の開設	47
第4	地域による避難者の受入れ	47
第5	避難所の管理運営	47
第6	避難所以外への避難者に対する支援	48
第7	感染症の自宅療養者等の受入れ	48
第8	県外からの避難者対策	48
第9	広域一時滞在対策	48
第10	避難所の閉鎖	48
第5節	警戒区域の設定	49
第6節	応援の要請	50
第7節	水防活動の実施	51
第8節	消防活動の実施	52
第1	応急活動体制の確立	52

第2	情報通信	54
第3	火災防ぎょ活動	54
第4	救助・救急活動	56
第5	危険物施設等の対策	57
第6	応援要請体制	57
第7	警戒発令，伝達活動	57
第9節	広報広聴の実施	59
第10節	緊急輸送活動の実施	60
第11節	障害物の除去	61
第12節	飲料水の供給	62
第13節	食料・生活必需品の供給	63
第14節	医療・助産活動の実施	64
第15節	要配慮者対策の実施	65
第1	要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握	65
第16節	災害ボランティアの活動への支援	66
第17節	防疫・保健衛生活動の実施	67
第18節	廃棄物処理の実施	68
第19節	行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬	69
第20節	災害警備の実施	70
第21節	文教対策の実施	71
第22節	住宅応急対策の実施	72
第23節	二次災害対策の実施	73
第24節	ライフライン等の応急復旧対策の実施	74
第25節	市管理施設の応急対策の実施	75
第26節	農地・農業用施設等応急対策の実施	76
第1	災害応急対策	76
第27節	義援金品の受入・配分	78
第28節	災害救助法の適用	79

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧・復興	80
第2節	激甚災害の指定	80
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助の確保	80
第4節	民生安定化のための緊急措置	80

第4章 突発重大事故等対策計画

第1節	突発重大事故等対策計画	81
第1	応急対策従事上の注意	81
第2	通報等	81
第3	被害状況の把握	81
第4	災害対策本部の設置	81

第5	応援要請	82
第6	広報	82
第7	避難指示，警戒区域の設定及び避難誘導等	82
第8	援護措置	82

第5章 大谷石採取場跡地陥没事故対策計画

第1節	大谷石採取場跡地陥没事故対策計画	83
第1	通報	83
第2	被害状況の把握・連絡	83
第3	災害対策本部の設置	83
第4	警戒区域の設定・伝達	84
第5	安全確保	84
第6	援護措置	84
第7	警戒区域の見直し	84

第6章 林野火災対策計画

第1節	林野火災対策計画	85
第1	通報	85
第2	被害状況の把握	85
第3	災害対策本部の設置	85
第4	延焼の防止	86
第5	応援要請	86
第6	広報	86
第7	避難指示及び警戒区域の設定	86
第8	援護措置	86

第7章 突風・竜巻等対策計画

第1節	突風・竜巻等対策計画	87
第1	市民への普及啓発	87
第2	竜巻等の発生時の情報収集・提供等	88

第8章 雪害対策計画

第1節	雪害対策計画	89
第1	災害発生の未然防止	89
第2	積雪対策	89

第9章 放射線対策計画

第1節	放射線対策計画	90
第1	原子力災害対策重点区域等	90
第2	注意活動（EAL1）	94
第3	警戒活動（EAL2 特定事象等の発生）	95

第4	初期活動（EAL3 原子力緊急事態宣言の発出）	95
第5	災害応急活動（原子力緊急事態宣言解除まで）	97
第6	県外からの避難者対策	98
第7	復旧対策	99
第8	収束期の対策	100

第 1 章 災害予防計画

第1節 都市・インフラの防災対策の推進

- 第1 地域指定による規制・誘導等
- 第2 面的整備事業等による安全な市街地の整備
- 第3 都市公園の整備，緑地の保全
- 第4 道路・橋りょう等の整備
- 第5 ライフライン施設の防災性の強化
- 第6 廃棄物処理施設の防災性の強化

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第1節 都市・インフラの防災対策の推進」を準用する。

第2節 総合的な治水・雨水対策の実施

都市化の進展や、気候変動の影響による台風や局地的豪雨等により、本市において浸水被害の発生するリスクが高まっている。このため、治水・雨水対策を総合的に推進するための計画に基づき、河川等の整備の推進や、貯留施設等による雨水の流出抑制を図り、治水に対する安全度の向上を図るとともに、防災意識の普及啓発を推進することによって、市民の速やかな避難行動につながるよう、総合的な治水・雨水対策を実施し、「安全・安心の未来都市」の実現に向けて水害に強いまちづくりを目指す。

第1 治水上の課題

第2 総合治水・雨水対策の推進

第1 治水上の課題

建設部（河川課）

本市を流れる河川は、21の一級河川、21の準用河川及び数多くの普通河川があり、平坦地をおおむね北から南に貫流し、また、古くからの農業水利の発展により用排水路が網状に錯綜し、複雑な水路網を形成している。

これらの河川のうち、市街地及びその周辺の河川について、都市化の進展や、気候変動の影響による台風や局地的豪雨等によって、本市における浸水被害の発生するリスクが高まっており、治水上の課題となっている。

[資料風予2-1 宇都宮市河川図]

[資料風予2-2 準用河川・都市基盤河川指定状況]

第2 総合治水・雨水対策の推進

建設部（道路保全課，河川課），都市整備部（都市計画課）経済部（農業企画課）

上下水道局（下水道管理課，下水道建設課，工事受付センター）

行政経営部（危機管理課）

河川流域において治水機能を充分発揮できるよう、流域全体をとらえた貯留，浸透などにより、河川への流出抑制を図るなど、総合的な治水・雨水対策を推進し、近年多発している浸水等の被害に対処する。

1 流す取組

(1) 河川の整備

ア 国管理河川の整備

一級河川のうち国土交通大臣の管理となっている鬼怒川については、国の直轄工事として河川整備が進められており、市は、国の「流域治水」の考え方を踏まえ、県とともにこれに協力し、整備促進に努めるものとする。

イ その他一級河川の整備

鬼怒川を除く一級河川は、県管理のもと河川整備が進められており、市は、県と協力し整備促進に努めるものとする。

特に、市街地を流れる御用川、奈坪川については、県との協力のもと都市基盤河川改修事業を推進し、市街地及びその周辺部の洪水氾濫を抑制する。

ウ 準用河川等の整備

大雨時の浸水被害の軽減を図るため、市が管理する準用河川について、被害が著しいところから順次整備を推進する。

(2) 下水道の整備

市街地における浸水被害の軽減を図るため、公共下水道雨水幹線等の整備を推進し、河川等との機能分担により、優先的に整備する重点排水区について、雨水を安全かつ速やかに河川へ排除するよう努める。

(3) アンダーパス部等の冠水対策

アンダーパス部等の道路冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(4) 水門の適正な維持管理

大雨時の内水氾濫による浸水被害の軽減を図るため、河川の水位や流向を判断のうえ、水門の適切な開閉操作を行うとともに、水門閉鎖時の対応について検討する。

2 貯める取組

(1) 公共施設における雨水貯留・浸透施設の整備

浸水対策として、環境に配慮した貯留池の整備を推進する。

また、公共施設への貯留・浸透施設設置により、雨水流出の抑制化を図るため、小中学校の校庭や道路などの公共施設を中心に、雨水貯留施設の設置を推進する。

(2) 民地における雨水貯留・浸透施設の普及促進

「自らも浸水対策に取り組む」という意識の醸成を図りながら、一般住宅、集合住宅、事業所等において雨水貯留・浸透施設の設置を促進し、雨水の流出抑制に努める。

(3) 農地における雨水貯留の普及促進（田んぼダムの普及促進）

農業者の理解と協力のもと、水田への排水調整マス（調整池）の設置を行い、雨水を一時的に水田に貯めながら、ゆっくりと排水し、河川への雨水の流出抑制を図る。

(4) 適正な流域対策の促進

治水施設の整備水準に適合した流域内の整備・開発等を導き、流域の保全を図るため、都市計画行政等との調整により適正な土地利用を誘導するとともに、開発指導要綱等に基づく開発者への啓発・指導を強化する。

3 備える取組

(1) 防災知識の普及

「風水害・放射線等対策編 第1章 災害予防計画 第3節 防災知識の普及 第2 市民に対する防災知識の普及」を準用する。

(2) 地区防災訓練への支援

いざという時に「自助」及び「共助」しあえるように、地域における日頃からのつな

がり作りと定期的な訓練を支援する。

(3) 災害リスクの事前周知

円滑な避難行動に有用なハザードマップの作成・公表を推進し、積極的な利活用を図る。

(4) 河川監視の強化

頻繁に洪水が発生する箇所に河川監視カメラ及び水位計を設置し、オンラインで河川状況を把握する。

(5) 水害ハザードエリアにおける開発抑制

市街化調整区域においては、水害リスクがより高い地域における住宅や店舗等の開発を抑制する。

また、市街化区域においては、水害ハザードエリアの開発行為に際して教示を行い、浸水対策や避難上の対策等を促す。

第3節 防災知識の普及

- 第1 職員に対する防災教育
- 第2 市民に対する防災知識の普及
- 第3 児童生徒に対する防災教育
- 第4 事務所に対する周知啓発
- 第5 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育
- 第6 防災意識調査
- 第7 防災に関する調査研究
- 第8 教訓の伝承

本節第1及び第3から第8については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第2節 防災知識の普及」を準用する。

第2 市民に対する防災知識の普及

行政経営部（危機管理課），関係各部（関係各課）

住民一人一人が、常に防災に関心を持ち、それぞれが災害を自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、次により防災知識の普及啓発を推進する。

特に、平時からの備蓄や避難情報の意味、災害時に取るべき行動等については、「宇都宮市防災ハザードマップ」の活用促進に向け、継続的に周知する。

1 広報等による普及啓発活動

(1) 広報の方法

- ア 広報うつのみやの利用
- イ ポスター等の利用
- ウ 宇都宮市防災ハザードマップ等の配布
- エ ウェブサイトへの掲載その他情報通信の技術を利用する方法による情報発信
- オ 報道機関の活用
- カ その他講習会、展示会、防災訓練等の利用

(2) 広報の内容

- ア 本市の防災対策
- イ 風水害に対する知識と過去の災害事例
- ウ 避難情報発令時の行動
- エ 災害に対する日常の心得
 - ・非常用備蓄
 - ・生活再建に向けた保険加入等の自助対策
- オ 災害発生時の心得
 - ・避難情報の意味

- ・避難行動

※ 避難指示等が発令された場合、洪水浸水想定区域等の危険な場所にいる方は、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行う。

- ・避難時や避難所生活における助け合い

カ 風水害時に開設する避難所等

- ・ 洪水や土砂災害など風水害のおそれがあるときに優先的に開設することとして選定している避難所
- ・ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険な場所にあり、風水害のおそれがあるときに開設できない避難所

[資料風予3-1 風水害時に優先的に開設する避難所（指定緊急避難場所）一覧]

第4節 防災訓練の実施

第1 市及び防災関係機関の訓練

第2 市民、事業所等の訓練

第3 児童生徒等の防災訓練

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第3節 防災訓練の実施」を準用する。

第5節 地域防災の充実

- 第1 地域における自主防災組織の育成・強化
- 第2 少年消防クラブ・婦人防火クラブの育成・強化
- 第3 事業所における自主防災組織の育成・強化
- 第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第4節 地域防災の充実」を準用する。

第6節 防災体制の確立

- 第1 業務継続体制の確保
- 第2 防災関係機関との連携
- 第3 他都市との連携
- 第4 他消防機関との連携
- 第5 民間事業者等との連携

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第5節 防災体制の確立」を準用する。

第7節 情報・通信システムの整備

第1 情報・通信体制の整備

第2 通信施設の防災対策の実施

第3 情報・通信システムの整備促進

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第6節 情報・通信システムの整備」を準用する。

第8節 火災予防の推進

- 第1 出火の防止
- 第2 消防水利・危険箇所等の把握
- 第3 消防力の強化
- 第4 建築物の耐火性の向上

本節第1，第2及び第4については，「震災対策編 第1章 災害予防計画 第7節 火災予防の推進」を準用する。

第3 消防力の強化

消防局

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを考慮し，地域ごとの特性に配慮しながら，効率的な消防力の増強が図れるよう，次の消防組織及び施設の強化策を推進する。

1 消防組織の拡充強化

住宅の密集，道路，水利の状況等地域の特性に応じて適切な消防活動が図れるよう，計画的に常備消防組織の拡充・強化を進める。

また，同時多発的な浸水被害に対応するため，地域防災力の要となる消防団の強化に努め，人員や機械器具の充実，教育訓練の実施とともに，地域の防災拠点となる機械器具置場の整備充実等により，自主防災組織との協力体制を確立する。

2 消防局・消防署所の整備

最近の市街地化の動向や，地域の特性を踏まえ，各方面の災害に対し迅速な活動が図れるよう，消防署所の適切な配置や施設・設備の近代化，計画的な更新等を推進し，消防体制の強化を図る。

なお，洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等にあっては，風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため，浸水対策等の観点から移転整備に努める。

3，4については，震災対策編を準用する。

第9節 林野火災予防の推進

林野火災は、地形、水利等の面から消火活動が困難であり、いったん延焼拡大すると、かなり広範囲にわたり焼損するおそれがある。このため、広報や巡視活動を行い、たき火やたばこの後始末等火災予防の徹底を図るとともに、山林火災用資機材を整備し、火災発生時の消火体制を強化する。

第1 防火思想の普及啓発

第2 警戒巡視の実施

第3 消火活動体制の整備

第1 防火思想の普及啓発

消防局，経済部（農林生産流通課），行政経営部（危機管理課）

市は、県、山林関係者との協力のもと、地域住民、入山者等に対する林野火災予防思想の普及啓発を徹底し、林野火災の発生予防に努める。

1 林野火災に関する市民への広報

林野火災の発生原因の多くを占めるたばこの投げ捨てや、たき火の不始末等について次のような指導・広報に努め、防火思想の普及徹底を図る。

- (1) 林野火災防止運動の実施
- (2) ポスター、看板、標識板、横断幕等による広報
- (3) 広報紙、パンフレット、チラシ等の配布
- (4) 広報車、航空機等による広報
- (5) テレビ、ラジオ、新聞等による広報
- (6) 学校教育による防火思想の徹底

2 登山者、山菜取り等入山者への防火広報及び指導

山林へ訪れる行楽客等には、次の方法により火災予防について注意を呼びかける。特に行楽期については、広報・指導を強化する。

- (1) テレビ、ラジオ等による広報
- (2) 電車、バス、駅等への防火ポスター等の掲示
- (3) キャンプ場、遊歩道、林道等における看板の設置、チラシ配布、広報車等による広報

3 地域住民、森林所有者、林業従事者等への指導

火災警報発令時においては、地域住民や林業従事者等に対し、次の事項について指導を徹底する。

- (1) 山林，原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては，引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火（たばこの吸いがらを含む。），取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 屋内において裸火を使用するときは，窓，出入口等を閉じて行うこと。

第2 警戒巡視の実施

消防局

所轄消防署長は，林野火災の発生のおそれがある場合で次に掲げるときは，山林巡視計画を作成し，消防車両等による防火宣伝及び巡視を実施する。

- (1) 季節的に火災発生のも最も危険な時期
- (2) 火災警報が発令されたとき。
- (3) 山林に火入れをするとき。
- (4) 入山者が多く火災発生危険が大きいとき。

第3 消火活動体制の整備

消防局

1 水利状況等の把握

消防局及び消防団は，管轄区域内の山林について，消防自動車の利用可能な道路（林道）又は水利施設（谷川，溜まり水，池，沼等）の実態について，あらかじめ把握し，事前計画を作成し，火災時の消火活動が適切に行えるよう体制を整える。

2 林野火災用資機材の整備

林野火災用資機材の備蓄を図るとともに，点検整備を定期的実施し，平常時から火災の発生に備える。

また，林野火災の多発期で気象状況その他から，特に火災が発生するおそれがあると認められる場合は，火災の発生に備え出動準備体制を整える。

[資料震予7-4 消防資器材配置一覧]

3 ヘリコプターによる空中消火体制の整備

大規模な林野火災又は林野火災による人家への危険等が発生した場合には，「震災対策編 第1章 災害予防計画 第5節 防災体制の確立 第4 他消防機関との連携」の「3 広域航空消防応援の活用」に基づくほか，県や自衛隊の協力により広域的な空中消火応援体制を整備する。

第10節 危険物施設等における災害予防対策の推進

- 第1 危険物施設の安全対策
- 第2 火薬類施設の安全対策
- 第3 高圧ガス施設の安全対策
- 第4 LPガス施設の安全対策
- 第5 毒物・劇物等保有施設の安全対策
- 第6 放射性物質の安全対策
- 第7 古タイヤ等堆積物の安全対策

本節第2から第6については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第8節 危険物施設等における災害予防対策の推進」を準用する。

第1 危険物施設の安全対策

消防局

消防法上に規定する石油等の製造所、貯蔵所、取扱所等の危険物施設の災害防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するため、次のような対策を実施する。

[資料震予8-1 危険物製造所等の数]

1 施設の安全化指導

危険物施設の管理者等に対し、耐震性の向上を図るため、次の指導を徹底し、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

(1) 危険物施設の設置・変更に伴う指導

危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、地震による影響を十分に考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。

(2) 既設危険物施設の安全化指導

既設の危険物施設については、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の一次災害の発生を予防するため、施設の管理者等に対し、地震時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を指導する。

2 自主保安体制の強化

危険物施設の管理者等に対し、次の自主保安体制について指導徹底を図る。特に、危険物安全週間には、立入検査、自主点検等を実施し、「本章 第8節 火災予防の推進 第1 出火の防止」に基づき自主保安意識の高揚を図る。

ア 危険物施設の巡視、点検及び検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量及び使用量を常に把握する。

イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織等に関する事項を明確にする。

- ウ 地震による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。
- エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- カ 防災資機材及び化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

3 立入検査の実施

立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況を検査し、不備欠陥事項については、早期改善を指導する。
- イ 危険物施設における貯蔵、取扱、移送及び運搬についての安全管理状況の検査では、警察官と連携し、事故防止のための指導を行う。

4 化学消防力の強化

化学消防自動車や消火薬剤等の備蓄整備に努めるとともに、応援協力体制の中で、ヘリコプターの活用、消火薬剤の共同利用など化学消防力の強化を図る。

5 管理者等の責務

危険物施設の管理者等は、危険物施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

第7 古タイヤ等堆積物の安全対策

消防局

1 現況

市内においては、古タイヤ、自動車、廃棄物等が野外に堆積されており、その火災の発生は、市民に不安を与えるなど社会的な影響も強い。

2 火災予防対策

市は関係機関と連携して次のとおり火災発生の防止に努める。

- (1) 野外堆積物の場所、品目、数量、面積等を把握し、事業者に対し火災予防や火災発生時の速やかな通報について適切な指導を行う。
- (2) 市民等の要望がある場合は、これを事業者に伝え、必要に応じて適切な処置について検討、指導を行う。

第11節 土砂災害予防対策の促進

山沿いの地域では、斜面の崩壊や土石流などの危険地域がみられ、市街地周辺でもがけ崩れのおそれのある急傾斜地が分布しており、台風、豪雨等による土砂災害に備える必要がある。市は、県と協力し、災害防止対策の促進を図るとともに、地域住民等に対し、災害に対する知識の普及に努め、適切な警戒・避難活動がとれる体制を確立する。

- 第1 土砂災害対策
- 第2 急傾斜地災害対策
- 第3 土石流対策
- 第4 山地災害対策

第1 土砂災害対策

建設部（河川課），行政経営部（危機管理課）

1 土砂災害防止法に基づく対策

土砂災害とは「急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）」「土石流」「地すべり」の総称であり、市は県と連携し、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、以下の対策を実施する。

(1) 土砂災害警戒区域の指定等

県は、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」を、市の意見を聴いて指定する。

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

イ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

土砂災害警戒区域箇所数

(令和6年5月21日現在)

	土砂災害警戒区域	
		(うち) 特別警戒区域
急傾斜地	274	268
レベルⅠ ※ ¹	87	85
レベルⅡ ※ ²	142	138
レベルⅢ ※ ³	45	45
土石流	148	111
レベルⅠ ※ ¹	22	14
レベルⅡ ※ ²	57	36
レベルⅢ ※ ³	69	61
地すべり	0	0
合 計	422	379

※¹：被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署，学校，駅等がある場合を含む）の箇所

※²：被害想定区域内に人家が1～4戸の箇所

※³：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

2 警戒避難体制の整備

市は、警戒区域の指定があった場合、警戒区域毎に、必要な警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達体制

イ 避難施設その他の避難場所及びその他避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設，学校，医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 上記のほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3 土砂災害ハザードマップの作成・配布

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域住民及び避難行動要支援者関連施設に配布する。

土砂災害ハザードマップに記載する事項

- ・ 土砂災害警戒区域
- ・ 避難場所
- ・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- ・ 気象予報及び警報発令・雨量情報
- ・ 土砂災害の前兆現象
- ・ 避難指示等の伝達 など

第2 急傾斜地災害対策

建設部（河川課），行政経営部（危機管理課）

1 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）に基づき、県知事が崩壊するおそれのある急傾斜地のうち緊急性の高いところから指定する区域をいう。この区域においては、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為が規制され、土地所有者等による対応が困難な箇所については、県が順次崩壊防止工事を進めている。

2 土砂災害警戒区域（急傾斜地）の把握

県の調査により確認された警戒区域等以外の急傾斜地についても実態調査を実施し、土砂災害警戒区域（急傾斜地）のよりの確な把握に努める。

〔資料風予11-1 土砂災害警戒区域（急傾斜地）一覧〕

3 急傾斜地崩壊の災害防止対策の促進

(1) 崩壊防止工事の促進

土地所有者等による対応が困難であり、緊急性の高い急傾斜地崩壊危険区域について、順次必要な防止対策を実施するよう県に対して要請する。

(2) 所有者等に対する指導

市は県と協力し、急傾斜地崩壊危険区域の土地の所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すよう指導を行う。

また、防災工事、家屋の移転等を行う場合について、公的融資制度が活用できる旨を周知し、防災措置の促進に努める。

その他の土砂災害警戒区域（急傾斜地）についても、市は、県に対して急傾斜地崩壊危険区域への指定を要望するとともに、所有者等に対し、防災工事の実施について必要な助言及び指導を行い、土砂災害警戒区域（急傾斜地）の改善に努める。

4 避難警戒体制の確立

急傾斜地崩壊危険区域について、がけ崩れの危険・発生に際し迅速かつ適切な避難が図れるよう、豪雨時のパトロール実施体制、異常発見時の住民等への伝達方法、安全な避難ルート・避難場所等について定め、警戒避難体制の確立を図る。

また、土砂災害警戒区域（急傾斜地）についても、必要に応じて同様の体制確立を図る。

5 パトロールの実施

平常時から土砂災害警戒区域（急傾斜地）について定期的にパトロール等を実施し、急傾斜地の状況の把握に努める。

6 住民等への周知・知識普及

急傾斜地に隣接して居住する住民や土砂災害を受けるおそれのある社会福祉施設等の管理者に対し、豪雨等による崩壊の危険性や、異常を察知した場合の市又は警察への通報を周知するとともに、高齢者等避難、避難指示が発令された場合あるいは災害時に速やかに避難行動がとれるよう、あらかじめ啓発に努める。

第3 土石流対策

建設部（河川課），行政経営部（危機管理課）

1 土砂災害警戒区域（土石流）の概要及び現況

(1) 指定基準

土砂災害警戒区域（土石流）とは、次の基準による溪流をいう。

ア 溪床勾配3度以上で、豪雨に際し土石流が発生する危険性がある溪流

イ 土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても、官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に危険が生じるおそれのある溪流

(2) 対策事業

土砂災害警戒区域（土石流）の対策事業は、県が所管し、溪流の緊急性等に応じ、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地に順次指定し、危険性が高いところから砂防工事を進めている。

[資料風予11-2 土砂災害警戒区域（土石流）一覧]

2 避難警戒体制の確立

土砂災害警戒区域（土石流）について、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、迅速かつ適切な避難が図れるよう、豪雨時のパトロール実施体制、異常発見時の

住民への伝達方法，安全な避難ルート・避難場所等について定め，警戒避難体制の確立を図る。

3 住民等への周知

市は，県と協力し，土砂災害警戒区域（土石流）に隣接して居住する住民等に対し，豪雨等による土石流発生危険性の異常を察知した場合の市又は警察への通報を周知するとともに，高齢者等避難，避難指示が発令された場合あるいは災害時に速やかに避難行動がとれるよう，あらかじめ啓発に努める。

第4 山地災害対策

経済部（農林生産流通課），行政経営部（危機管理課）

1 山地災害危険地区の概要及び現況

(1) 指定基準

山地災害危険地区とは，山腹の崩壊，崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が発生し，又は発生するおそれのある林野で，その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区をいい，山腹崩壊危険地区と崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区に区分されている。

(2) 対策事業

山地災害危険地区の対策事業は，県が所管し，危険性の高いものから順次防止工事を進めている。

[資料風予11-3 山腹崩壊危険地区一覧]

[資料風予11-4 崩壊土砂流出危険地区一覧]

2 山地災害防止対策の促進

山地災害を防止するため，山腹及び溪流の地質特性や植生，保全対象等からその危険性の現況を把握し，県に対し危険地区の指定を要望するとともに，緊急性の高いところから順次，必要な防止対策を実施するよう要請する。

3 危険地区のパトロール及び住民等への周知

山地災害危険地区について，平常時からパトロール等を実施し，地域住民等に危険地区や，異常を察知した場合の市又は警察への通報を周知するとともに，災害発生時には速やかに避難行動がとれるよう，あらかじめ啓発に努める。

第12節 飲料水・食料等の確保

第1 飲料水等の確保

第2 食料・生活必需品の確保

第3 市民等に対する指導

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第10節 飲料水・食料等の確保」を準用する。

第13節 防災拠点・避難場所等の整備

- 第1 防災活動拠点の整備
- 第2 避難場所等の指定・整備
- 第3 避難所の管理・運営体制の整備
- 第4 風水害時に優先的に開設する避難所の選定等
- 第5 車両退避場所の確保

本節第1から第3については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第11節 防災拠点・避難場所等の整備」を準用する。

第4 風水害時に優先的に開設する避難所の選定等

行政経営部（危機管理課），関係各部（関係各課）

1 避難所の選定

市が避難情報を発令した場合に，市民が迷わず開設している避難所へ避難できるよう，洪水や土砂災害など風水害のおそれがある場合に優先的に開設する避難所をあらかじめ選定し，周知する。

避難所の選定においては，洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険な場所にいる住民を避難させられるように，危険な場所の外に位置する避難所から，被災のリスクなどの地域特性や避難者の収容規模を考慮し選定する。

[資料風予3-1 風水害時に優先的に開設する避難所一覧]

2 避難所運営担当職員の人選

上記1の避難所に対しては，避難所ごとに運営担当職員を決定するとともに，円滑な避難所の開設・運営ができるよう研修等を実施する。

避難所運営担当職員は，「避難所の管理運営」を担当する班が属する部に加え，応援職員として全庁体制により人選し，避難所を運営する。

第5 車両退避場所の確保

行政経営部（危機管理班），関係各部（関係各課）

市が避難情報を発令した場合に，市民の財産である車両を水没による被害から守るため，浸水想定区域から安全な場所に車両を移動させることができるよう，あらかじめ避難情報の対象となる河川ごとに，民間事業者との協定等により車両退避場所を確保し，周知する。

[資料風予11-5 車両退避場所一覧]

第14節 緊急輸送体制の整備

第1 緊急輸送ネットワークの整備

第2 緊急輸送車両の確保

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第12節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

第15節 医療体制の整備

第1 初期医療体制の整備

第2 後方医療体制の整備

第3 医薬品等の確保

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第13節 医療体制の整備」を準用する。

第16節 要配慮者支援体制の整備

- 第1 地域における要配慮者安全対策
- 第2 社会福祉施設・医療機関等の安全対策
- 第3 災害時のケア体制の整備

第1 地域における要配慮者安全対策

保健福祉部（保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課），
子ども部，市民まちづくり部（多文化共生推進課）

本項については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第14節 要配慮者支援体制の整備 第1 地域における要配慮安全対策」を準用する。

第2 社会福祉施設・医療機関等の安全対策

建設部（河川課），行政経営部（危機管理課），関係各部（関係各課）

本項については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第14節 要配慮者支援体制の整備 第2 社会福祉施設・医療機関等の安全対策」を準用するほか，下記の項目を追加する。

4 要配慮者利用施設における対策

- (1) 洪水・土砂災害に関する避難確保計画の作成及び報告

洪水や土砂災害のリスクが高い区域内にある要配慮者利用施設の所有者・管理者は，

洪水時や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合等に迅速な対応ができるよう，防災体制，情報の収集・伝達，避難誘導，施設整備，教育・訓練等その他必要事項を定めた避難確保計画を作成し，職員等への周知徹底を図る。

また，当該計画を作成・変更した場合，これを市に報告する。

[資料風予16-1 要配慮者利用施設一覧（水防法）]

[資料風予16-2 要配慮者利用施設一覧（土砂災害防止法）]

- (2) 教育・訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者等は，職員や利用者を対象に，洪水時や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した避難訓練を実施し，市へ報告する。

- (3) 自衛水防組織の設置及び報告

要配慮者利用施設の所有者等は，洪水時に，利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努める。

また，当該組織を設置・変更した場合，当該組織の構成員その他の事項について市に報告する。

(4) 避難確保計画作成の支援及び指示

要配慮者利用施設の利用者等が確実に避難することができるよう、市は、施設所有者等に対し、避難確保計画の作成について支援するとともに、必要な指示等を行い、体制づくりの促進を図る。

なお、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第3 災害時のケア体制の整備

保健福祉部（保健予防課，健康増進課，保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課），子ども部，行政経営部（危機管理課），社会福祉協議会

本項については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第14節 要配慮者支援体制の整備 第3 災害時のケア対策の整備」を準用する。

第17節 ボランティア活動への支援

第1 ボランティア団体等との連絡窓口の設置

第2 人材育成及び災害時の活動支援システムの構築

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第15節 ボランティア活動への支援」を準用する。

第18節 廃棄物処理体制の整備

第1 災害廃棄物等処理体制の整備

第2 市民への意識啓発

第3 し尿処理対策の検討

本節については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第16節 廃棄物処理体制の整備」を準用する。

第19節 建築物等の災害予防対策の実施

強風や浸水による建築物等の被害を未然に防止するため、公共建築物の点検・改修に努めるとともに、一般建築物の所有者等に対して適切な予防措置が図られるよう指導・啓発を行う。

第1 建築物の災害予防

第2 屋根材・看板等の防災対策

第3 文化財等の保護

第1 建築物の災害予防

建設部（建築保全課，建築課），都市整備部（建築指導課，都市計画課，住宅政策課），
消防局

1 公共建築物の安全対策

既存の公共建築物については、必要に応じて安全点検を実施し、改修や補強に努める。
また、新たに建設する公共建築物は、最新の防災設計を行い、より安全性を高めるよう配慮する。

2 一般建築物の安全対策

- (1) 老朽危険建築物については、住民等からの連絡により、必要に応じて建築物の危険度等を調査し、特に危険であると認められた場合は、補修等適切な予防措置が図られるよう助言や指導を行う。
- (2) 学校、病院、百貨店等の不特定多数の人が利用する特殊建築物については、消防法及び建築基準法に基づき、防災査察を実施し、その結果に応じて必要な助言や指導を行う。

第2 屋根材・看板等の防災対策

都市整備部（建築指導課，都市計画課），行政経営部（危機管理課）

強風等による屋根材や看板等の飛散・落下の危険性や点検及び改修の必要性について指導・啓発を図る。

第3 文化財等の保護

魅力創造部（文化都市推進課）

本項については、「震災対策編 第1章 災害予防計画 第17節 建築物等の災害予防対策の実施 第3 文化財等の保護」を準用する。

第20節 農地・農業用施設等の災害予防対策の実施

農地・農業用施設の管理者と共に、農地、農道、農業用ダム、ため池、用排水施設等の農業用施設の被害を軽減するための措置を的確に行い、災害発生の未然防止に努める。

第1 災害発生の未然防止

第1 災害発生の未然防止

経済部

1 良好な施設管理

平常時から各農地・農業用施設の管理者と連携を図り、施設の定期的な点検を実施し、異常な兆候、危険箇所の整備に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要な農業用ダム・ため池施設については、計画的な整備に努めるとともに、利用されていないものについては、必要に応じて管理移管や統廃合を推進し、市の管理ではない農業用ダム・ため池についても、施設管理者に対して同様の対応を促す。

2 災害発生直前の対策

(1) 施設の点検、監視

風水害の発生のおそれがある場合には、各農地・農業用施設の管理者と連携を取り、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関への連絡

施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、各農地・農業用施設の管理者と共に、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止

洪水の発生が予想されるような緊急な場合については、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの状況を確認し、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ、必要な事項を県・関係市町村（消防署を含む）・警察署及び関係機関に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部の設置

大規模な風水害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、全市をあげて災害対策活動に従事するため、速やかに災害対策本部を設置し、明確な役割分担に基づく適切な応急活動を行うため、その初動体制及び組織、事務分掌を定める。

- 第1 災害対策本部の設置・廃止
- 第2 災害対策本部の組織、事務分掌
- 第3 防災会議との連携協力
- 第4 業務の継続

第1 災害対策本部の設置・廃止

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部の設置 第1 災害対策本部の設置・廃止」を準用する。

ただし、災害対策本部設置のフロー及び注意体制、災害警戒本部、災害対策本部の設置基準については、以下のとおりとする。

<災害対策本部設置のフロー>

注意体制

次の場合において危機管理課長が必要と認めるとき

- 気象警報その他災害に関する情報が発せられ、小規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき

警戒体制

（災害警戒本部）

次のいずれかの場合において危機管理監が必要と認めるとき

- 土砂災害警戒情報が発表となったとき
- 水防警報が発表となったとき
- 気象警報その他災害に関する情報が発せられ、中規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき

非常体制

（災害対策本部）

次のいずれか場合において市長が必要と認めるとき

- 洪水予報が発表となったとき
- 気象警報その他災害に関する情報が発せられ、大規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき

1 注意体制による対応

(1) 設置基準

気象警報その他災害に関する情報が発せられたとき，又は小規模な災害が発生し，危機管理課長が必要と認めるときは，注意体制により対応する。

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合に直ちに災害警戒本部を設置する。

次のいずれかの場合で，危機管理監が必要と認めるとき

- 注意体制において相当の被害を把握したとき
- 土砂災害警戒情報が発表となったとき
- 水防警報が発表となったとき
- 気象警報その他災害に関する情報が発せられ，中規模な災害が発生したとき，又は，発生するおそれがあるとき

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は，次の場合に直ちに災害対策本部を設置する。市長に事故等があった場合は，副市長（行政経営部を担当する副市長を第1順位とする。）が代理する。

次のいずれかの場合で，市長が必要と認めるとき

- 警戒体制において相当の被害を把握したとき
- 洪水予報が発表となったとき
- 気象警報その他災害に関する情報が発せられ，大規模な災害が発生したとき，又は，発生するおそれがあるとき

第2 災害対策本部の組織，事務分掌

行政経営部（危機管理班），各部（関係各班）

本項については，「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部の設置 第2 災害対策本部の組織，事務分掌」を準用する。

第3 防災会議との連携協力

行政経営部（危機管理班）

本項については，「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部の設置 第3 防災会議との連携協力」を準用する。

第4 業務の継続

行政経営部（危機管理班）

本項については，「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部の設置 第4 業務の継続」を準用する。

第2節 職員の動員配備

大規模な災害が発生又は発生するおそれのある場合には、被害状況等に応じあらかじめ定めた動員基準に基づき、職員の動員配置を速やかに実施し、災害発生之初動期における迅速な対応体制の整備をする。夜間や休日、また担当責任者の不在時においても適切に動員配置が実施される体制とする。

第1 動員基準

第2 動員方法

第3 動員時の留意事項

第1 動員基準

行政経営部（人事班）

1 職員の配置体制

風水害の規模等に応じた職員の配置体制は以下のとおりとする。

体制区分	災害規模	配置体制	
		動員区分	体制内容
注意体制	小規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき（気象警報等）	危機管理課 消防（平常時） 被害状況の確認が必要な部署の1号（必要な職員）	- 自主参集した危機管理課職員、消防職員、関係課職員等により、被害情報収集を行う。 - 被害があった場合、市長、関係部長等に報告する。また、被害状況により災害警戒本部を設置する。
警戒体制	中規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき（土砂災害警戒情報等）	1号 消防（司令長以上） 状況により2号動員	- 災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う。 - 危機管理監が必要と認める場合には、災害警戒本部を設置する。
非常体制	大規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき（洪水予報等）	1号 2号 状況により3号動員	- 市の全組織をあげて災害応急対策を実施するとともに、災害の拡大に備える。 - 市長が必要と認める場合には、災害対策本部を設置する。

2 職員の動員基準

- (1) 各班長（課長に準ずる者を含む。）は、常に所属職員の居所を把握するとともに、各班員について、下表を踏まえながら、各班の分掌事務に応じて動員区分を付し、毎年度、その写しを人事課に提出する。

動員区分	動 員 基 準
1 号	気象警報の発令や異常現象の覚知により、災害の発生が予想されるため警戒にあたる必要があるとき又は災害に対する準備体制を整えておく必要があるとき。
2 号	相当規模の災害が発生し、又は発生することが予想され、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する必要があるとき。
3 号	大規模な災害が発生し、又は発生することが予想され、全市を挙げて防災活動を実施する必要があるとき。

- (2) 職員の動員は、風水害の規模等に応じた配置体制に基づき、各班が行う。ただし、動員にあたっては、災害時におけるその者の職務の重要度や居住地等を考慮しなければならない。

3 災害の長期化に対応できる応援体制

災害対策を的確に実施するため、部局内で職員のローテーション等を調整することとし、更に災害が大規模化・長期化した場合には、部局を超えた相互応援など、柔軟に対応できる体制を構築する。

第2 動員方法

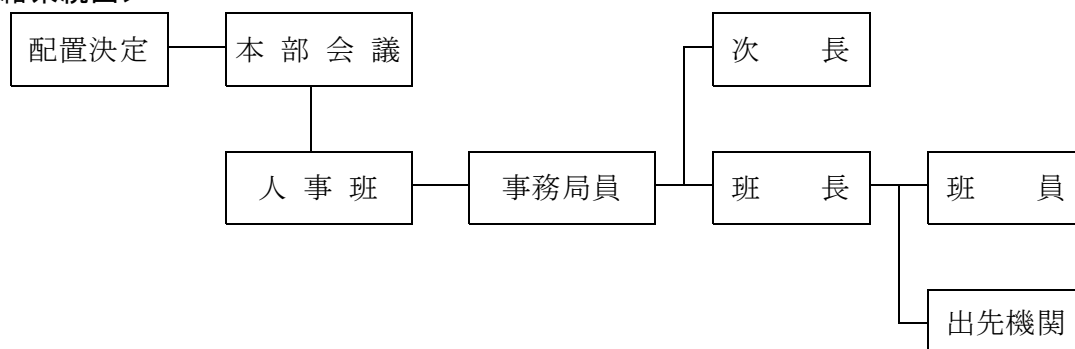
行政経営部（人事班，危機管理班）

1 勤務時間内の動員方法

勤務時間中の動員は、その旨を庁内放送するとともに、次の系統図に基づき人事班が連絡する。

なお、消防部の動員は、消防局長の定めるところによる。

<連絡系統図>



2 勤務時間外の動員方法

危機管理班は、消防局その他からの通報により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに災害発生時の緊急連絡網により関係部長等に通報する。関係部長等は、それぞれの部署に職員を配置し、応急体制に備える。

3 動員数の確認

(1) 参集職員の届け出

動員を受けた者は、速やかに招集地へ参集し、口頭等で所属班長等に参着した旨を届け出る。

病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨をしかるべき方法により本部長に届け出るものとする。

(2) 動員状況の報告

招集を完了したときは、各部長は動員職員数、参集不可能員数及び参着員数を班別に人事班へ通報する。

通報を受けた人事班長は、これを動員記録簿に記録する。動員記録簿の様式は、人事班長が別に定める。

第3 動員時の留意事項

行政経営部（人事班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第2節 職員の動員配備 第3 動員時の留意事項」を準用する。

第3節 災害情報の収集・伝達

風水害による被害の軽減を図るため、気象情報等の予警報の迅速かつ確実な伝達を行う。また、災害が発生した場合には、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害情報の的確な把握に努める。

- 第1 24時間情報収集体制
- 第2 情報の受伝達体制
- 第3 予警報等の伝達
- 第4 災害情報等の収集・報告
- 第5 県・国への報告

第1 24時間情報収集体制

行政経営部（危機管理班）、消防部、関係各部（関係各班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・伝達 第1 24時間情報収集体制」を準用する。

第2 情報の受伝達体制

行政経営部（危機管理班）、関係各部（各班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・伝達 第2 情報の受伝達体制」を準用する。

第3 予警報等の伝達

消防部、行政経営部（危機管理班）

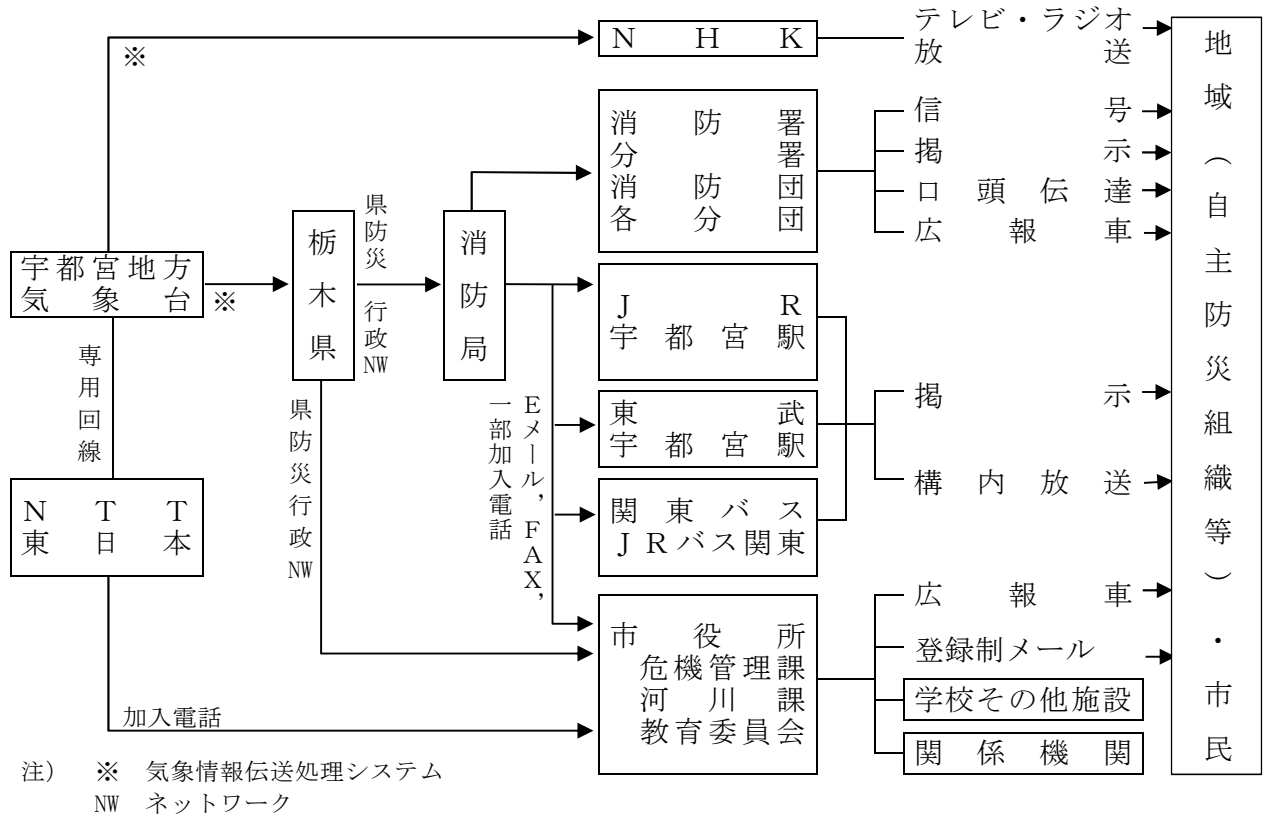
1 予報、警報、通報又は通知の主管

災害に関する予報又は警報若しくは通知、通報（以下「警報等」という。）は、消防機関において主管する。

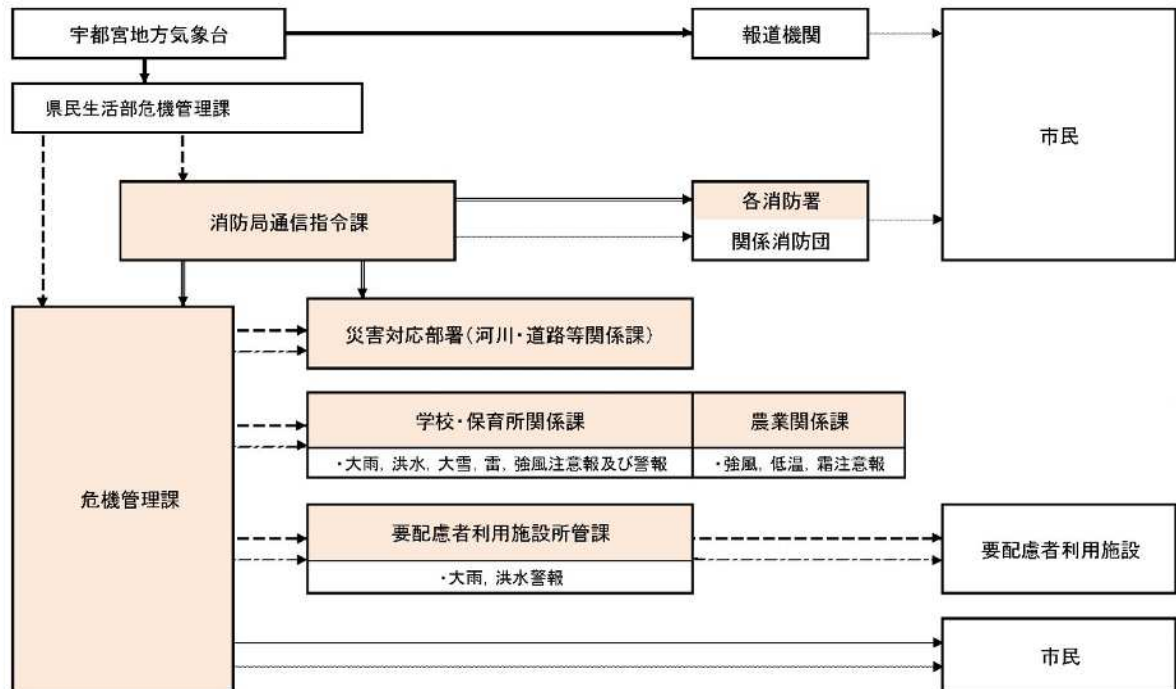
2 警報等の伝達及び警告等

消防機関が行う警報等並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告の伝達は、次の系統図のとおりとする。ただし、消防局長は、当該災害の状況より、その伝達を必要な限度にとどめることができる。

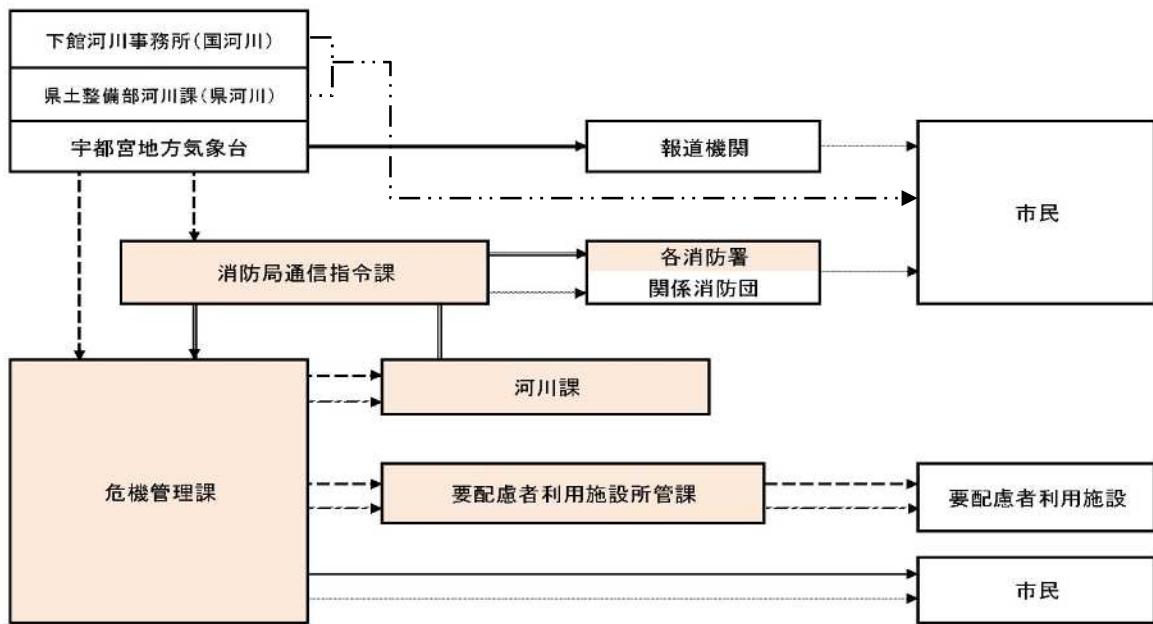
また、気象警報や特別警報が発表されたときは、気象庁からの緊急速報の配信のほか、登録制メール等により市民へ周知するとともに、メール・FAX等により要配慮者利用施設へ伝達し、洪水や土砂災害の危険が高まったときには、市民の主体的な避難等の防災行動を促すため、栃木県及び国による緊急速報メールを活用したプッシュ型配信により伝達する。



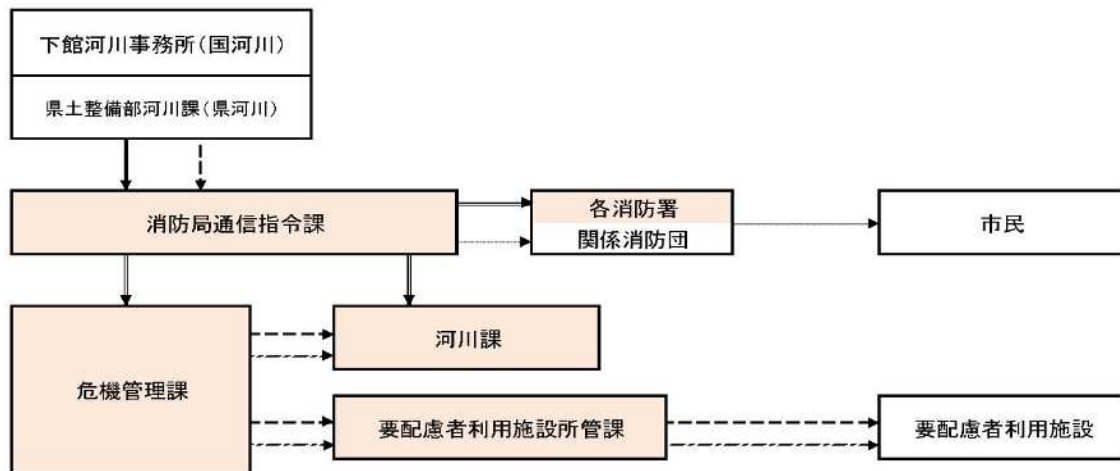
ア 気象に関する情報，警報の系統図



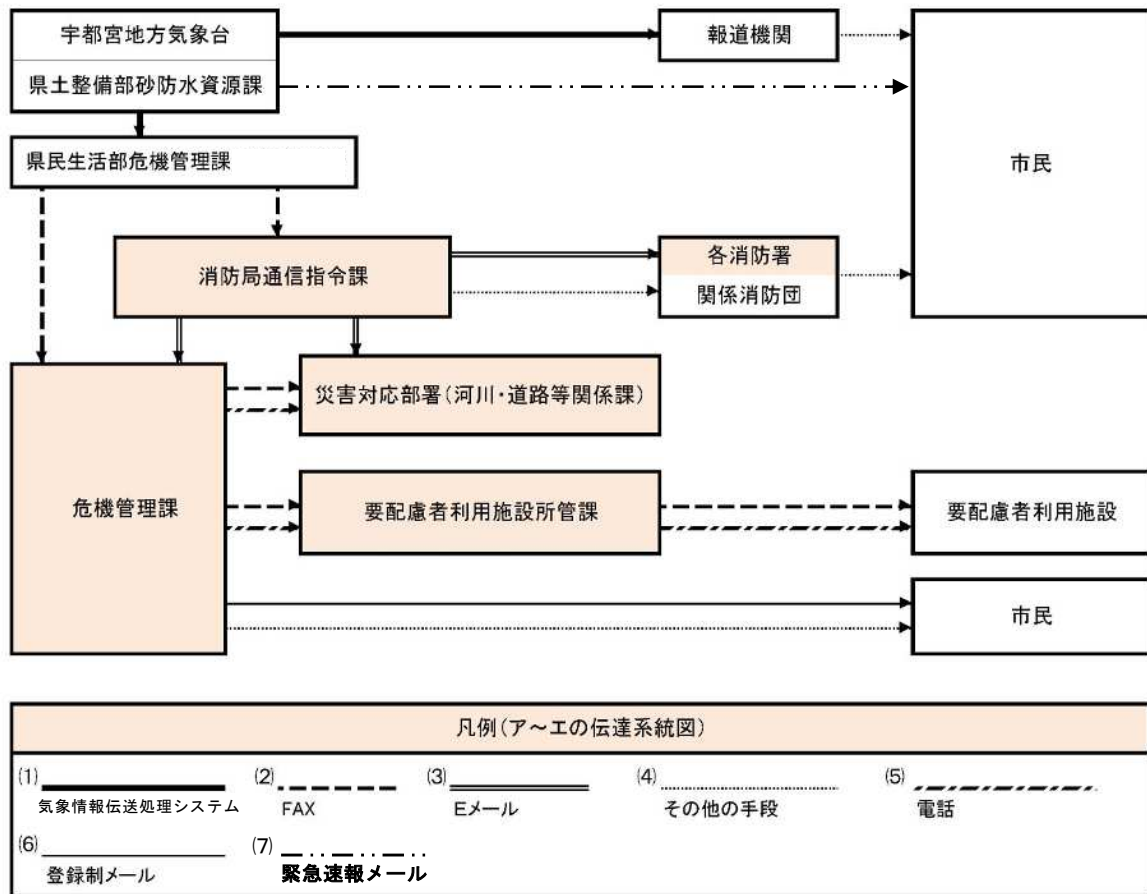
イ 洪水予報に係る伝達系統図



ウ 水防警報に係る伝達系統図



エ 土砂災害警戒情報に係る伝達系統図



※要配慮者施設の名称及び所在地については、下記による。

[資料風予16-1 要配慮者利用施設一覧(水防法)]

[資料風予16-2 要配慮者利用施設一覧(土砂災害防止法)]

3 予警報の種類と内容

宇都宮地方気象台や栃木県、河川事務所が発表する防災情報(注意報、警報、気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水防警報)は、概ね次のとおりである。

(1) 注意報・警報・気象情報

ア 注意報

大雨などにより、災害の起こるおそれがあると予想した場合に発表する。大雨注意報及び洪水注意報は、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2の情報である。宇都宮市における発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
大 雨 注 意 報	大雨によって土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的基準は次のいずれかが予想される場合 ①表面雨量指数(※1)が、定められる基準値以上となる場合 (宇都宮市における基準値は10) ②土壌雨量指数(※2)が、各々定められる基準値以上となる場合

	(宇都宮市の基準値における最低値は101)
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数(※3)が基準値以上となる場合 姿川流域=15.1, 釜川流域=7.2, 山下川流域=5.2, 越戸川流域=3, 江川流域=8.7, 武名瀬川流域=3.5, 御用川流域=8.4, 山田川流域=12.3, 新川流域=4.8, 鶴田川流域=8.1, 赤川流域=8.4, 松葉川流域=4.8, 流川流域=5.6, 武子川流域=13 ②表面雨量指数(※1)と流域雨量指数(※3)が基準値以上となる場合 田川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:21.5 姿川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:11.6 新川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:4.8
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的基準は、平均風速が12m/s以上(宇都宮地方気象台での観測値は14m/sを目安とする)と予想される場合
風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的基準は、雪を伴い平均風速が12m/s以上(宇都宮地方気象台での観測値は14m/sを目安とする)と予想される場合
大雪注意報	大雪により災害が発生する恐れがあると予想される場合 具体的基準は、12時間降雪の深さが平地で5cm以上と予想される場合
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想される場合
濃霧注意報	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼす場合 具体的基準は、濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的基準は、実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になると予想される場合
なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的基準は、24時間降雪の深さが30cm以上と予想される場合又は40cm以上の積雪があつて日最高気温が6度以上と予想される場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的基準は、最低気温が夏期に2日以上継続して16度以下になると予想される場合又は冬期に-9度以下になると予想される場合
霜注意報	晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合 具体的基準は、最低気温が4度以下になると予想される場合
着氷(雪)注意報	着氷(雪)によって通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表される。

注) 発表基準欄に記載した数値は、栃木県における過去の災害のひん度と気象条件からみて決めたもので、災害発生を予想する場合のおおむねの基準である。

※1 表面雨量指数 地面の被覆状況や地質・地形勾配等を考慮し、降った雨が地表にどれだけ溜まっているかを雨量データから指数化したもので、浸水害発生の危険性を示す指標（1km四方毎に設定）

※2 土壌雨量指数 降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを雨量データから指数化したもので、土砂災害発生の危険性を示す指標（1km四方毎に設定）

※3 流域雨量指数 流域に降った雨水が地表面や地中を通り時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って下る量を指数化したもので、降雨による洪水害発生の危険性を示す指標

イ 警 報

大雨などにより、気象業務法に基づき、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表する。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要となる警戒レベル3に相当する情報である。宇都宮市における発表基準は次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
大 雨 警 報	大雨によって重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想される場合で、次のいずれかが予想される場合 〔大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒する事項が明記され発表〕 ①表面雨量指数(※1)が、定められる基準値以上となる場合 （宇都宮市における基準値は21） ②土壌雨量指数(※2)が、各々定められる基準値以上となる場合 （宇都宮市の基準値における最低値は139）
洪 水 警 報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流に生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※3）が基準値以上となる場合 姿川流域=18.9、釜川流域=9.1、山下川流域=6.6、 越戸川流域=4.6、江川流域=10.9、武名瀬川流域=4.4、 御用川流域=10.5、山田川流域=15.4、新川流域=6.1、 鶴田川流域=10.2、赤川流域=10.5、松葉川流域=6.1、 流川流域=7、武子川流域=16.3 ②表面雨量指数（※1）と流域雨量指数(※3)が基準値以上となる場合 姿川流域=表面雨量指数:8、流域雨量指数:12.9
暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的基準は、平均風速が20m/s以上と予想される場合
暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的基準は、平均風速が20m/s以上で雪を伴うと予想される場合
大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的基準は、12時間降雪の深さが15cm以上と予想される場合

注) 発表基準欄に記載した数値は、栃木県における過去の災害のひん度と気象条件からみて決めたもので、災害発生を予想する場合のおおむねの基準である。

※1 表面雨量指数 地面の被覆状況や地質・地形勾配等を考慮し、降った雨が地表にどれだけ溜まっているかを雨量データから指数化したもので、浸水害発生の危険性を示す指標（1km四方毎に設定）

※2 土壌雨量指数 降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを雨量データから指数化したもので、土砂災害発生の危険性を示す指標（1km四方毎に設定）

※3 流域雨量指数 流域に降った雨水が地表面や地中を通り時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って下る量を指数化したもので、洪水害発生の危険性を示す指標

ウ 特別警報

大雨などの重大な災害が起こるおそれがあるときに、警報を発表して警戒を呼びかけてきたが、平成25年8月より、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨など重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に「特別警報」を発表する。警報の種類・発表基準は次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
大 雨 特 別 警 報	・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 大雨特別警報（土砂災害），大雨特別警報（浸水害），大雨特別警報（土砂災害，浸水害）として、特に警戒する事項が明記され発表。すでに災害が発生している可能性が極めて高いことを示す，警戒レベル5に相当する情報である。
暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

エ 気象情報

気象情報には、台風、低気圧、大雨、大雪、少雨、長雨、日照不足などに関するものがあり、注意報・警報に先だって注意を喚起する場合や注意報・警報が発表された後、経過状況などの情報の補足を目的に発表される。

また、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析した際には、大雨警報を発表している中で現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生に繋がるような稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、記録的短時間大雨情報が発表される。具体的には、市内で1時間雨量110mmを越える雨量が観測・解析され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。

そのほか、積乱雲の下で竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風の発生する恐れが高まったと判断したときには、雷注意報を補足する情報として竜巻注意情報が発表される。

気象情報は警報や注意報と一連のものとして発表され、防災上重要な情報である。警報の発表されている間は、特に気象情報に注意することが望まれる。

(2) 土砂災害警戒情報

栃木県と宇都宮地方気象台は、大雨警報（土砂災害）を発表している中で土砂災害へのより厳重な警戒を呼びかける必要があるときに、市長の防災活動や住民等への避難指示等の支援とともに住民の自主的避難の判断にも利用できるよう、災害対策基本法、気象業務法に基づき発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する情報である。

(3) 指定河川洪水予報

指定河川洪水予報とは、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「気象業務法」（昭和27年法律第165号）に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水についての予報及び栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水についての予報をいう。

氾濫発生情報は災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当する情報である。また、氾濫危険情報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当する情報である。

ア 国土交通大臣が指定した河川

河川名	実施区域		基準水位 観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	担当官署
鬼怒川	左岸	塩谷郡塩谷町大字風見 1201番16地先から 利根川合流点まで	佐貫 (下)	1.50m	2.30m	3.10m	3.70m	関東地方整備局 下館河川事務所
	右岸	宇都宮市宮山田町字 カハニ1302番地先から 利根川合流点まで	石井 (右)	1.00m	1.50m	2.60m	3.30m	宇都宮气象台 水戸气象台

イ 栃木県知事が指定した河川

河川名	実施区域		基準水位 観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	担当官署
田川	左岸	宇都宮市岩曽町山田川合 流点から下野市上坪山田 川放水路への分派点まで	東橋 (宇都宮市)	1.40m	2.00m	3.00m	3.70m	栃木県 県土整備部 河川課 宇都宮地方气象台
	右岸	宇都宮市山本1丁目山田 川合流点から小山市大字 田川放水路への分派点ま で						
姿川	左岸	宇都宮市幕田町淀橋から 小山市大字黒本思川合流 点まで	淀橋 (壬生町)	1.50m	2.00m	2.80m	3.30m	栃木県 県土整備部 河川課 宇都宮地方气象台
	右岸	下都賀郡壬生町大字安塚 淀橋から小山市大字黒本 思川合流点まで						

(4) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき、国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定する河川又は湖沼における洪水による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については知事又は知事の指示に基づき土木事務所長（緊急の場合は、土木事務所長）が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

ア 国土交通大臣が指定した河川

河川名	実施区域		基準水位 観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	発表者
鬼怒川	左岸	塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から塩谷郡高根沢町大字宝積寺まで	佐貫 (下)	1.50m	2.30m	2.60m	3.30m	下館河川 事務所
	右岸	宇都宮市宮山田町字カハタニ1302地先から宇都宮市下岡本町まで						
	左岸	宇都宮市板戸町1692番地先から真岡市上江連まで	石井 (右)	1.00m	1.50m	2.60m	3.30m	
	右岸	宇都宮市柳田町1684番1地先从小山市大字中河原まで						

イ 栃木県知事が指定した河川

河川名	実 施 区 域		基準水位 観 測 所	水 防 団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水 位	氾濫 危険水位	発表者
田川	左岸	宇都宮市岩曾町山田川合流点から下野市上坪山田川放水路への分派点まで	東橋 (宇都宮)	1.40m	2.00m	3.00m	3.70m	栃木県 河川課
	右岸	宇都宮市山本1丁目山田川合流点から小山市大字田川田川放水路への分派点まで						
姿川	左岸	宇都宮市幕田町淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで	淀橋 (壬生)	1.50m	2.00m	2.80m	3.30m	
	右岸	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで						

4 水防に関する警報等の伝達

水防に関する警報等（河川法第46条第1項の規定によるダム設置者の通報で重要なものを含む）は、流域に迅速に伝達する必要があるため、特に鬼怒川については、流域の関係分団が行うもののほか、建設部が広報車により関係住民に伝達するものとする。

第4 災害情報等の収集・報告

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・伝達 第3 災害情報等の収集・報告」の「2 異常気象等の通報」以降を準用するとともに、「2 異常気象等の通報」に次の内容を追加する。

(3) 消防機関の措置

消防機関は、災害が発生するおそれがある異常な現象の通報若しくは警報等を受け、又は自ら異常現象を知ったときは、直ちにこれを市及び関係機関に通報しなければならない。

第5 県・国への報告

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第3節 災害情報の収

集・伝達 第4 県・国への報告」を準用する。

第4節 応急避難対策の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、被災者や危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難の指示や誘導等の方法を定めるほか、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定める。

また、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、農業用ため池の浸水想定区域、内水の浸水想定区域における避難計画は、各区域のハザードマップによる。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 第1 避難指示等の発令 | 第6 避難所以外への避難者に対する支援 |
| 第2 避難方法・避難誘導 | 第7 感染症の自宅療養者等の受入れ |
| 第3 避難所の開設 | 第8 県外からの避難者対策 |
| 第4 地域による避難者の受入れ | 第9 広域一時滞在対策 |
| 第5 避難所の管理運営 | 第10 避難所の閉鎖 |

第1 避難指示等の発令

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 応急避難対策の実施 第1 避難指示等の発令」を準用する。

ただし、「2 避難指示等の発令」については、以下のとおりとする。

2 避難指示等の発令

避難指示等は、「宇都宮市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、直近の気象情報や河川巡視等からの報告、気象防災アドバイザー等専門家の技術的な助言等を踏まえ、総合的に判断し、河川の流域や土砂災害警戒区域がある地区ごと等に発令する。

避難指示等を発令する際には、国が示す警戒レベルを付すとともに、危険な場所にいる市民がとるべき行動について分かりやすく発信・伝達する。

避難指示等を判断しようとする場合において、必要があると認めるときは、知事や宇都宮地方気象台、防災関係機関等に対し、助言を求めることができる。

助言を求められた関係機関等は、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難指示等を発令すべきタイミングなどについて、技術的に可能な範囲で助言を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

また、避難情報及び緊急安全確保を発令する際には、国が示す警戒レベルを付すとともに、危険な場所にいる市民がとるべき行動について分かりやすく発信・伝達する。

種別 区分	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
実施条件	要配慮者等，特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり，災害により，人的被害の発生する可能性が高まったとき。 (地震，風水害，火災，危険物・高圧ガス等の漏えい，がけ崩れ等)	災害により，通所の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり，人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。	何らかの災害がすでに発生している可能性が高い段階であり，すでに安全な避難ができず，命が危険な状態。 ただし，必ず発令する情報ではない。
対象地域	災害により被害を受けるおそれのある地域	災害により現に被害を受け，又は受けるおそれのある地域	

第2 避難方法・避難誘導

消防部，関係各部（関係各班），警察署

本項については，「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 応急避難対策の実施 第2 避難方法・避難誘導」を準用する。

第3 避難所の開設

行政経営部（危機管理班），施設管理者

本項については，「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 応急避難対策の実施 第3 避難所の開設」を準用する。

第4 地域による避難者の受入れ

行政経営部（危機管理班），市民まちづくり部，
教育部，施設管理者

本項については，「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 応急避難対策の実施 第4 地域による避難者の受入れ」を準用する。

第5 避難所の管理運営

保健福祉部（生活班，保険年金班），市民まちづくり部
(各地区市民センター，みんなでまちづくり班，
男女共同参画班，多文化共生推進班)，
子ども部（子ども政策班），教育部ほか関係各部（関係各班）

本項については，「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 応急避難対策の実施 第5 避難所の管理運営」を準用する。

第6 避難所以外への避難者に対する支援

保健福祉部（生活班，保険年金班），
市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，
男女共同参画班，多文化共生推進班），
子ども部（子ども政策班），教育部，
総合政策部（広報広聴班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 応急避難対策の実施 第6 避難所以外への避難者に対する支援」を準用する。

第7 感染症の自宅療養者等の受入れ

保健福祉部（防疫第2班），関係各部（関係各班）

災害発生のおそれがある場合又は発生した場合に，自宅療養者は，県が指定する宿泊療養施設等に直接避難することを原則とするが，県が宿泊療養施設等を速やかに確保できない場合や濃厚接触者が避難する必要がある場合に，避難者数などの状況に応じて，あらかじめ選定した一時避難場所等から開設する施設を決定し，保健所から自宅療養者等へ連絡する。

第8 県外からの避難者対策

保健福祉部（生活班，保険年金班），
市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，
男女共同参画班，多文化共生推進班），
子ども部（子ども政策班），教育部

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 応急避難対策の実施 第8 県外からの避難者対策」を準用する。

ただし，災害が発生するおそれがある段階から適用するものとする。

第9 広域一時滞在対策

行政経営部（危機管理班），関係各部（関係各班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 応急避難対策の実施 第9 広域一時滞在対策」を準用する。

ただし，災害が発生するおそれがある段階から適用するものとする。

第10 避難所の閉鎖

保健福祉部（生活班，保険年金班），
市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，
男女共同参画班，多文化共生推進班），
子ども部（子ども政策班），教育部

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 応急避難対策の実施 第10 避難所の閉鎖」を準用する。

第5節 警戒区域の設定

- 第1 実施者
 - 第2 設定に伴う措置
 - 第3 警戒区域の内容
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第5節 警戒区域の設定」を準用する。

第6節 応援の要請

- 第1 地方公共団体等との相互応援
 - 第2 自衛隊への応援要請
 - 第3 その他民間団体に対する応援要請
 - 第4 被災地への支援
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第6節 応援の要請」を準用する。

第7節 水防活動の実施

本節については、別冊「宇都宮市水防計画」による。

第8節 消防活動の実施

消防機関は、火災等の事故又は暴風雨等の災害が発生した場合、迅速に活動体制を整え、総力をあげて火災防ぎよ、避難誘導、救助救急等の応急対策活動に取り組み、災害の鎮圧及び被害の拡大防止を図る。また、火災警報が発令された場合は、市民に火災の危険性について周知し、火災の発生予防に努める。

- 第1 応急活動体制の確立
- 第2 情報通信
- 第3 火災防ぎよ活動
- 第4 救助・救急活動
- 第5 危険物施設等の対策
- 第6 応援要請体制
- 第7 警戒発令、伝達活動

第1 応急活動体制の確立

消防部

1 警防本部の設置

風水害等の災害発生により被害が予想される場合は、消防局に警防本部を設置し、消防局長が災害活動全般の指揮にあたる。

なお、市に地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されたときは、消防部として活動する。

警防本部の編成及び任務分担は、次のとおりである。

班 別	班 長	事 務 分 掌
本 部 長	消防局長	警防本部の総括
副本部長	次 長	本部長の補佐
警 防 班	警防課長	(1) 警防本部の設置及び運用に関すること。 (2) 消防隊（消防団を含む。）の指揮編成に関すること。 (3) 非常招集の決定又は応援要請に関すること。 (4) 防ぎよ資機材及び燃料に関すること。 (5) 医療機関等との連絡調整に関すること。 (6) 災害情報の管理に関すること。 (7) 災害対策全般の調整に関すること。 (8) 特命事項に関すること。
通 信 班	通信指令課長	(1) 災害情報、気象情報等の収集伝達に関すること。 (2) 出動指令又は指揮命令の伝達に関すること。 (3) 消防通信の保全及び運用に関すること。 (4) 特命事項に関すること。

予 防 班	予防課長	(1) 被害概況の調査及び集計に関すること。 (2) 広報及び報道機関等との連絡に関すること。 (3) 避難誘導に関すること。 (4) 記録写真の作成に関すること。 (5) 特命事項に関すること。
総 務 班	総務課長	(1) 市災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 消防吏員又は消防団員の非常招集の伝達及び公務災害に関すること。 (3) 消防職員の給食、医療品、給与等に関すること。 (4) 庁舎の保全に関すること。 (5) 特命事項に関すること。

2 消防署・消防団の体制

現場最高指揮者は、現場指揮本部を設置し、災害規模に応じた指揮体制により次の任務概要に沿って、具体的な応急活動を行う。

- (1) 風水害等の災害の警戒又は防ぎょ活動に関すること。
- (2) 救助・救急活動に関すること。
- (3) 警戒区域の設定及び避難誘導に関すること。
- (4) 受持ち区域における被害概況の調査及び報告に関すること。

[資料震応 7-1 消防署方面隊の編成及び指揮系統表]

[資料震応 7-2 消防団方面隊の編成及び指揮系統表]

3 消防職員及び消防団の非常招集

(1) 発 令

消防局長は、非常災害（異常気象、台風、地震等による大規模な火災等）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防職員（休暇、休日、非番日、週休日及び時間以外にあるもの）及び消防団員の非常招集（以下「招集」という。）を発令する。

(2) 招集の区分

対 象	区 分	内 容
消 防 職 員	1 号 招 集	消防局長が必要と認める職員数
	2 号 招 集	職員の半数
	3 号 招 集	職員の全部
消 防 団 員	1 号 招 集	消防局長が必要と認める団員数
	2 号 招 集	各分団員の半数
	3 号 招 集	団員の全部

(3) 参 集

ア 消防職員及び消防団員は、招集の命令を受けたときは、特に指定された場合のほか、速やかに所属の本部、署又は分団詰所等に参集しなければならない。

イ 消防職員及び消防団員は、非常災害の発生が予想されるとき、又は発生を覚知したときは、招集の命令を待つことなく、前項の場所に参集し、署長又は課長（以下「所属長」という。）の指揮を受けるものとする。

(4) 招集の準備

ア 所属長は、招集の的確を期するため、所属職員の招集表及び職員名簿を保管し、招集上必要な計画を立て、整備しておくものとする。

イ 消防団長は、消防団員に必要な計画を前項の例に準じてたてるものとする。

(5) 伝達方法

消防職員及び消防団員に対する伝達は、Eメールを主体とし、その他適切な方法をもって伝達する。

第2 情報通信

消防部

情報通信は、有線電話の途絶、無線通信の障害、無線統制等により極度に制限されることが予測されるので、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第7節 消防活動の実施 第2 情報通信」を準用し、迅速的確な情報収集に努める。

第3 火災防ぎょ活動

消防部

1 災害出動

消防隊は、原則として災害規模に応じた通信指令課からの出動指令に基づき出動する。ただし、緊急の場合及び通信途絶等の場合はこのかぎりではない。

(1) 第1出動

原則として災害の覚知と同時に出動する。

(2) 第2出動

現場最高指揮者からの増強要請又は消防局長の状況判断により出動する。

(3) 第3出動

災害が大規模で、かつ、現場最高指揮者からの増強要請又は消防局長の状況判断により出動する。

(4) 特命出動

現場最高指揮者は、災害の状況により更に消防隊の増強を必要とするとき又は消防局長が特に必要があると認めたときは、必要な消防隊を指定して、要請又は出動させるものとする。

2 消防活動要領

「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第7節 消防活動の実施 第3 火災防ぎょ活動」を準用するとともに、次の事項に留意し、活動する。

(1) 強・烈風時火災対策

ア 部隊編成の強化

平均風速が毎秒10m以上又は10m以上となる見込みのとき及び火災警報発令時等には、消防職員及び消防団をもって部隊の強化を図る。

イ 広報，警戒措置

強・烈風時における消防隊の行う広報又は警戒活動は，消防局長が特に必要と認める地域を重点に実施する。

- (ア) 広報・警戒活動部隊の編成
- (イ) 管内予防広報の巡回
- (ウ) 消防機械器具の特別点検整備
- (エ) 高所監視の実施
- (オ) その他消防局長が必要と認める事項

ウ 火災防ぎ要領

- (ア) 消防無線を有効に使用し，合理的な運用を図る。
 - (イ) 時機を失することなく，特命出動の指令を発する。
 - (ウ) 延焼拡大のおそれがある場合は，即時に飛火警戒に必要な部隊を出動させる。
 - (エ) 分団消防隊は，余剰隊員をもって，消防警戒区域を設定するとともに，関係者以外の者の整理にあたる。
 - (オ) 消防局長は，災害の範囲が拡大し，通常的手段では容易に鎮圧できないと判断したときは，速やかに適切な防ぎよ線を決定し，これに部隊を集結し活動する。
 - (カ) 消防局長は，防ぎよ線を決定したときは，その区域内の住民に対し，避難のため立ち退き指示をし，安全な場所に避難誘導する。
- (2) 異常乾燥時の対応
- 異常乾燥時の部隊編成又は広域警戒措置については，強・烈風時対策に準じて，必要事項を重点的に実施する。
- (3) 広域断水時火災対策

ア 事前対策

広域にわたって断水が事前に判明し，又は予測されるときは，各消防署は，管内の防火水槽，井戸，河川，池，プール等の水利について調査を行い，実態を把握し，災害発生時における水利の有効活用を図る。

イ 部隊編成の強化

部隊編成は，強・烈風時対策に準じて編成し，各消防車とも積載ホースを増加する。

(4) 飛火警戒

飛火警戒は，分団消防隊のうち機動力のあるポンプ車がこれにあたり，その要領は次のとおりとする。

- ア 警戒待機隊は，車両を要所に待機させ，隊員は，相互に連絡して，高所その他適切な場所において飛火の早期発見に努める。
- イ 警戒隊員は，バケツ，火たたき，拡声器等を携行する。
- ウ 警戒隊員は，付近住民に対して，飛火による火災防止を広報するとともに，状況に応じた必要な指示を与える。

第4 救助・救急活動

消防部

1 救助救急隊の出動

- (1) 災害が発生し多数の負傷者若しくは救助を必要とする者があるとき又は予想されるときに出動する隊は、次のとおりとする。

第 1 出 動			第 2 出 動		
管轄の	救助隊	1 台	隣接の	救助隊	1 台
	救急隊	1 台		救急隊	1 台
	タンク隊	1 台		管轄指揮隊	1 台

- (2) 消防局長は、必要があるときには上記のほかに、指定して救助隊等を出動させるものとする。

2 救助・救急活動の原則

- (1) 火災現場における人命救助活動を最優先する。
- (2) 救助・救急は、救命処置を必要とする負傷者及び弱者を優先する。
- (3) 延焼火災及び救助・救急事案が多発している場合の活動は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。
- (4) 延焼火災が少なく、救助・救急事案が多発している場合の活動は、多数の要救助者が発生している火災現場を優先する。
- (5) 救助・救急活動は、救命率の高い事案を優先する。

3 救助・救急の現場活動

(1) 救助活動

- ア 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全確実かつ迅速に行う。
- イ 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。
- ウ 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。
- エ 要救助者が多数ある場合は、危険の緊迫している者から救助する。
- オ 救助後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。
- カ 災害の事態から、現有の救助資機材で有効な救助活動ができない場合は、災害対策本部に対して必要な資機材の要請を行う。

(2) 救急活動

- ア 傷病者が多数発生している場合は、トリアージ（負傷者の負傷程度により、治療の優先度を判定し、負傷者をふりわけける体制）を実施し、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。なお、軽症者には、応急処置用品を支給し、自主的な応急手当を依頼する。
- イ 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。
- ウ 傷病者の救急搬送にあたっては、軽症者の割込みにより、救急活動に支障をきたさないよう、十分注意する。

第5 危険物施設等の対策

消防部

本項については「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第7節 消防活動の実施 第5 危険物施設等の対策」を準用するほか、下記の項を追加する。

3 放射性物質輸送時事故対策

事故の通報を受けた消防局は、直ちにその旨を県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

4 古タイヤ等堆積物

野外において堆積されている古タイヤ、自動車、廃棄物等の火災の発生時には、関係機関と連携して、次の応急的措置を実施する。

- (1) 火災の通報を受け、消火活動が困難であり、また、社会的に影響が強いと判断された場合は、県へ直ちに報告する。
- (2) 必要があるときは、警戒区域を設定し住民の立ち入り制限、避難等の措置を実施するとともに、地域住民に対して広報活動を行う。
- (3) 消火活動にあたっては、有効な消火方法を検討し、必要に応じて県を通じて国の専門家や専門的知識を持つ民間機関等から示された方法で消火を行う。

第6 応援要請体制

消防部

本項については「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第7節 消防活動の実施 第6 応援要請体制」を準用する。

第7 警戒発令、伝達活動

消防部

1 火災警報発令の基準

- (1) 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が30パーセント以下になる見込みのとき
- (2) 平均風速が毎秒14メートル以上の風が吹く見込みのとき
- (3) 実効湿度が65パーセント以下で、最小湿度が35パーセント以下となり、平均風速が毎秒8メートル以上吹く見込みであるとき

2 解除

火災警報は、平常の気象状況に復したとき、これを解除する。

3 伝達周知

火災警報の伝達周知は、次により行うものとする。

(1) 関係機関への伝達周知

消防局から電話（一斉指令機を含む。）及びFAXにより迅速，確実に伝達するものとする。

(2) 一般市民への周知方法

ア 消防広報車及び消防車の巡回によるもの

イ 掲示板等によるもの

ウ サイレン及び警鐘の吹打鳴によるもの

エ テレビ又はラジオ放送（有線放送含む。）によるもの

4 火災予防広報

広報車，ラジオ，有線放送等で，火災警報を一般市民に周知させるとともに，宇都宮市火災予防条例（昭和37年条例第4号）第29条に規定する火の使用制限についても併せて広報するように努めるものとする。

第9節 広報広聴の実施

- 第1 広報体制
 - 第2 広報内容
 - 第3 広報方法
 - 第4 報道機関への発表，協力要請
 - 第5 パニック防止対策
 - 第6 相談所の設置
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第8節 広報広聴の実施」を準用する。

第10節 緊急輸送活動の実施

第1 陸上輸送体制の整備

第2 緊急輸送車両の確保

第3 ヘリコプターの活用

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第9節 緊急輸送活動の実施」を準用する。

第11節 障害物の除去

第1 道路障害物の除去

第2 住宅関係障害物の除去

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第10節 障害物の除去」を準用する。

第12節 飲料水の供給

第1 実施体制

第2 給水の方法

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第11節 飲料水の供給」を準用する。

第13節 食料・生活必需品の供給

- 第1 食料の供給
 - 第2 生活必需品の供給
 - 第3 食料・生活必需品等の受入及び配分等
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第12節 食料・生活必需品の供給」を準用する。

第14節 医療・助産活動の実施

第1 医療・救護活動

第2 医療ボランティアの活用

第3 助産活動

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第13節 医療・助産活動の実施」を準用する。

第15節 要配慮者対策の実施

避難情報発令決定後、避難所開設等の情報を要配慮者へ伝達し、速やかに要配慮者の避難誘導・安否確認を行うとともに、必要な援護内容等を把握し、生活支援策を実施する。

第1 要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

第2 要配慮者支援策の実施

本節第2については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第14節 要配慮者対策の実施」を準用する。

第1 要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

保健福祉部（援護班，生活班，保健福祉総務班）

1 在宅要配慮者

(1) 情報伝達

避難情報発令後、速やかにひとり暮らし高齢者、在宅の障がい者等へ避難所開設等の情報を伝達する。

(2) 安否確認

災害発生後、速やかにひとり暮らし高齢者、在宅の障がい者等について安否確認を行い、所在等について把握する。

また、巡回による聞き取り調査を実施し、生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について把握するとともに、避難所への避難を案内する。

(3) 福祉避難所

福祉避難所においては、管理運営責任者を通じ、避難している要配慮者の生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について把握し、高齢者や障がい者等に配慮したスペースや設備を確保する。

また、避難所生活が困難な重度の介護や介助が必要な要配慮者については、民間福祉避難所への移送等の調整を行う。

(4) 相談窓口の設置

避難所等に相談窓口を開設し、要配慮者や避難所周辺住民に対する総合的な保健福祉に関する相談業務を行う。

また、保健師やケースワーカー等の保健福祉専門職員による巡回相談チームを編成し、要配慮者、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行う。

第16節 災害ボランティアの活動への支援

第1 災害ボランティアセンターの設置

第2 ボランティアの受入

第3 ボランティア活動の支援

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第15節 災害ボランティアの活動への支援」を準用する。

第17節 防疫・保健衛生活動の実施

- 第1 防疫活動
 - 第2 保健衛生活動
 - 第3 動物の保護管理対策
 - 第4 家畜伝染性疾病対策
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第16節 防疫・保健衛生活動の実施」を準用する。

第18節 廃棄物処理の実施

- 第1 廃棄物処理の実施体制
 - 第2 日常ごみの処理
 - 第3 災害廃棄物の処理
 - 第4 し尿の処理
 - 第5 死亡獣畜の処理
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第17節 廃棄物処理の実施」を準用するが、風水害における「災害廃棄物の発生量の把握」については、床上浸水1棟当たり4.06t、床下浸水1棟当たり0.62tとして推計する。

第19節 行方不明者の搜索・遺体の処理・埋葬

第1 行方不明者の搜索

第2 遺体の処理・埋葬

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第18節 行方不明者の搜索・遺体の処理・埋葬」を準用する。

第20節 災害警備の実施

第1 警備体制の確立

第2 警備活動

第3 自主防犯組織等への支援

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第19節 災害警備の実施」を準用する。

第21節 文教対策の実施

- 第1 児童生徒の安全対策
 - 第2 学校施設の応急復旧措置
 - 第3 学校教育の再開
 - 第4 学用品の調達・支給
 - 第5 その他文教施設対策
 - 第6 文化財の保護
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第20節 文教対策の実施」を準用する。

第22節 住宅応急対策の実施

- 第1 応急仮設住宅の建設
 - 第2 空家住宅の確保
 - 第3 被災住宅の応急修理
 - 第4 建築物の応急危険度判定の実施
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第21節 住宅応急対策の実施」を準用する。

第23節 二次災害対策の実施

第1 土砂災害等対策

第2 危険物施設等災害応急対策

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第22節 二次災害対策の実施」を準用する。

第24節 ライフライン等の応急復旧対策の実施

- 第1 水道施設
- 第2 下水道施設
- 第3 電力施設
- 第4 ガス施設
- 第5 電話施設
- 第6 交通施設（鉄道，バス）

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第23節 ライフライン等の応急復旧対策の実施」を準用する。

第25節 市管理施設の応急対策の実施

第1 公共施設の応急対策

第2 交通施設（道路・橋りょう）の応急対策

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第24節 市管理施設の応急対策の実施」を準用する。

第26節 農地・農業用施設等応急対策の実施

気象、水象情報の把握に努め、農地・農業用施設の管理者と共に、農地、農道、農業用ダム、ため池、用排水施設等の農業用施設の被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には関係機関と連携して各施設の被害状況の把握等、応急対策を実施し、営農体制の早期確立を図る。

第1 災害応急対策

第1 災害応急対策

経済部

農地・農業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急対策を実施する。

1 被害状況の把握

県・宇都宮農協及び関係土地改良区と相互に連携し、農地・農業用施設等の被害状況を迅速かつ的確に把握し、その被害状況を取りまとめ、災害対策本部及び関係機関に速やかに報告する。

2 応急対策の実施

- (1) 関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

ア 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

イ 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

ウ 避難路、応急輸送路となる集落間の連絡農道、基幹農道の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止の措置を講じる。

エ ダム、ため池等の施設の管理者に対して、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じるよう指導する。

オ 被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

- (2) 農地・農業用施設の被害が拡大するおそれがある場合は、県及び関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

- (3) 農地・農業用施設の災害の状況を県及び関係機関に報告するとともに、「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定に関する法律」に基づき、速やかに災害復旧を図る。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、県及び関係機関と密接な連携の下、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手

する等，速やかな復旧対策を講じる。

第27節 義援金品の受入・配分

- 第1 義援金品の募集
 - 第2 義援物資の受入・配分
 - 第3 義援金の受入・配分
 - 第4 広報
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第25節 義援金品の受入・配分」を準用する。

第28節 災害救助法の適用

- 第1 適用基準
 - 第2 被災世帯の算定基準
 - 第3 災害救助法の適用要請
 - 第4 救助の実施
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第26節 災害救助法の適用」を準用する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧・復興

- 第1 災害復旧事業の実施体制
- 第2 災害復旧事業計画の策定
- 第3 復旧・復興の推進

第2節 激甚災害の指定

- 第1 方針
- 第2 激甚災害の指定手続き
- 第3 激甚災害に係る特別財政援助

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保

- 第1 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

第4節 民生安定化のための緊急措置

- 第1 生活相談の実施
- 第2 リ災証明書の発行
- 第3 災害弔慰金等の支給
- 第4 被災者生活再建支援制度
- 第5 災害援護資金等の貸付
- 第6 住宅確保の支援
- 第7 被災中小企業等の復旧支援
- 第8 市税等の徴収猶予及び減免

本章は、「震災対策編 第3章 災害復旧・復興計画」を準用する。

第 4 章 突発重大事故等対策計画

第1節 突発重大事故等対策計画

航空機事故や列車事故，自動車事故，爆発事故，毒物・劇物事故，放射性物質関連事故，雑踏事故等，多数の死傷者が発生する事故等が発生した場合，遭遇した人々を迅速に救出・救護するとともに事故等の拡大を防止し，また，住民の身の安全を確保するため必要な措置を取るものとする。

- 第1 応急対策従事上の注意
- 第2 通報等
- 第3 被害状況の把握
- 第4 災害対策本部の設置
- 第5 応援要請
- 第6 広報
- 第7 避難指示，警戒区域の設定及び避難誘導等
- 第8 援護措置

第1 応急対策従事上の注意

消防部，行政経営部（危機管理班）

突発重大事故等は，その特殊性から，応急対策従事者の生命に重大な影響を与える場合も考えられる。このため，応急対策事故従事者は平常時からそれぞれの事故等の特殊性について熟知し，万全の注意を払って，応急対策に従事する。

第2 通報等

消防部，行政経営部（危機管理班）

消防部は，関係者や警察署等から，事故等の通報を受けた場合，直ちに危機管理班及び県にその内容を連絡するとともに，消火，救出・救護等必要な措置を取る。また，危機管理班は，市長，関係各部長，防災関係機関等に連絡する。

第3 被害状況の把握

行政経営部（危機管理班）

現場の消防職員，警察官等から，情報を把握するとともに，必要に応じ職員を現地に派遣し，正確かつ詳細な被害状況の把握に努め，応急対策及び災害対策本部等設置の準備を進める。

第4 災害対策本部の設置

行政経営部（危機管理班），関係各部（関係各班）

「本章 第1節 災害対策本部の設置 第1 災害対策本部の設置・廃止」により，

災害対策本部を設置し、関係各部は、必要な応急対応措置を実施する。また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置し、おおむね次の事項を処理する。

ア 被害情報の収集・伝達	イ 負傷者等の救出・救護
ウ 周辺住民に対する安全対策	エ 広報
オ 防災関係機関間の情報交換	カ 防災関係機関相互の応援対策調整
キ 防災関係機関に対する応援要請	ク その他必要な事項

第5 応援要請

行政経営部（危機管理班）

事故等の特殊性等から、市による対応が困難なときは、自衛隊や関係機関に応援を要請するとともに、必要に応じて県を通じて国の専門家や専門的知識を持つ民間機関等に助言、指導を要請する。

第6 広報

総合政策部（広報広聴班）

状況に応じて周辺住民等に対して、事故等の内容、避難等住民の取るべき措置について広報する。

第7 避難指示、警戒区域の設定及び避難誘導等

消防部，行政経営部（危機管理班）

周辺住民の身边に危険が差し迫った場合には、警察と連携をとり、避難の指示を行う。また、状況により、警戒区域を設定し、住民等の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は立ち退きを命令するとともに、必要により避難誘導等を実施し、住民等の身の安全を確保する。

第8 援護措置

行政経営部（危機管理班），関係各部（関係各班）

状況により、必要な援護措置を実施する。

第 5 章 大谷石採取場跡地陥没事故 対策計画

第1節 大谷石採取場跡地陥没事故対策計画

大谷石採取場跡地において陥没事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、警戒区域を設定し、住民等の立入りの制限、禁止、退去の発令の措置を取るとともに、関係住民に対し、必要な援護措置を実施する。

- 第1 通報
- 第2 被害状況の把握・連絡
- 第3 災害対策本部の設置
- 第4 警戒区域の設定・伝達
- 第5 安全確保
- 第6 援護措置
- 第7 警戒区域の見直し

第1 通報

行政経営部（危機管理班）

消防部、住民等から陥没事故の通報を受けたときは、県（工業振興課、危機管理課）、中央警察署等に陥没事故の内容を伝達する。

第2 被害状況の把握・連絡

魅力創造部、行政経営部（危機管理班）

職員を現地に派遣し、陥没事故について詳細に調査し、事故の内容を市長、関係部長等、関係機関に連絡するとともに警戒区域の設定に係る準備体制を整える。

第3 災害対策本部の設置

行政経営部（危機管理班）

「本章 第1節 災害対策本部の設置 第1 災害対策本部の設置・廃止」により、災害対策本部を設置し、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の処理する事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 被害情報の収集・伝達	イ 負傷者等の救出・救護
ウ 周辺住民に対する安全対策	エ 広報
オ 防災関係機関間の情報交換	カ 防災関係機関相互の応援対策調整
キ 防災関係機関に対する応援要請	ク その他必要な事項

第4 警戒区域の設定・伝達

行政経営部（危機管理班）

市長は、大谷地区災害対策関係機関等連絡会議を開催し、構成団体の意見等を参考に、警戒区域の設定について判断する。市長は、警戒区域の設定を決定したときは、次の事項を明らかにして当該住民等に対し、警戒区域への立入を制限し、禁止し、又は退去を命じる。ただし、緊急を要するときは、市長は独自に警戒区域の設定について判断し、必要な措置をとるものとする。

また、警戒区域を設定した場合は、速やかに知事に報告するとともに下記事項を周辺住民に周知する。

〔当該住民に明らかにすべき事項及び周辺住民に周知すべき事項〕

警戒区域設定の理由、警戒区域の区分、対象区域・世帯・人数

第5 安全確保

建設部（道路保全班、都市基盤保全センター班）、行政経営部（危機管理班）

警戒区域の周囲にロープ等を設置し、警戒区域の範囲を明示する。また、道路通行の安全を確保するため、必要に応じ道路管理者、警察等と協議し、関係者以外の者の道路通行を制限し、又は禁止し、若しくは迂回の措置をとる。

第6 援護措置

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

警戒区域内の関係住民等に対し、警戒区域の区分に応じて、必要な援護措置を実施する。

第7 警戒区域の見直し

行政経営部（危機管理班）

警戒区域の設定は住民等の安全を図る措置である反面、区域内の財産権の行使を制限するものであるため、市は状況に応じて、随時、警戒区域の見直しを行う。

また、警戒区域を変更し、又は解除した場合は、速やかに知事に報告するとともに周辺住民に周知する。

第 6 章 林野火災対策計画

第1節 林野火災対策計画

山間部等で発生する林野火災は、火災の発見が遅れる可能性があり、また、消火活動も困難を伴うなど、火災の拡大が危惧される。火災発生時には、県や他都市、関係機関との連携のもと迅速な消火活動を行うとともに、周辺住民の安全を守るため、避難措置や援護措置を実施する。

- 第1 通報
- 第2 被害状況の把握
- 第3 災害対策本部の設置
- 第4 延焼の防止
- 第5 応援要請
- 第6 広報
- 第7 避難指示及び警戒区域の設定
- 第8 援護措置

第1 通報

消防部、行政経営部（危機管理班）

消防部は、林野火災発見者から火災の通報を受けた場合、迅速に消火体制をとるとともに、火災の規模に関わらず、危機管理班及び県（消防防災課）に通報する。

危機管理班は、市長、市関係各部長、関係機関等に連絡する。

第2 被害状況の把握

消防部、行政経営部（危機管理班）

県消防防災ヘリコプター等の出動を要請し、空からの火災状況の把握や現地消防署員等からの火災状況の把握に努めるとともに、周辺住民への広報や避難措置等の応急対策及び災害対策本部の設置準備を進める。

第3 災害対策本部の設置

行政経営部（危機管理班）

「本章 第1節 災害対策本部の設置 第1 災害対策本部の設置・廃止」により、災害対策本部を設置し、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の処理する事項は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ア 被害情報の収集・伝達 | イ 負傷者等の救出・救護 |
| ウ 周辺住民に対する安全対策 | エ 広報 |
| オ 防災関係機関間の情報交換 | カ 防災関係機関相互の応援対策調整 |
| キ 防災関係機関に対する応援要請 | ク その他必要な事項 |

第4 延焼の防止

消防部

消防部は、火災の規模により出動消防隊を増強するとともに、地形や風向等から防火帯を設けるなど、火災の延焼を防止するため必要な措置を実施する。

第5 応援要請

消防部，行政経営部（危機管理班）

火災の状況により、市独自の消防力では対応が困難であると判断される場合は、消防相互応援協定等に基づき協定締結都市に応援要請を行う。

消防局長は、ヘリコプターによる消火活動が有効であると判断した場合は、市長に報告し、都道府県及び他都市が保有するヘリコプターの応援出動について、県を通じて要請する。

また、状況により県を通じて自衛隊の派遣を要請する。

第6 広報

総合政策部（広報広聴班），消防部

火災の状況や避難住民の取るべき措置について、周辺住民に広報車等により広報する。

第7 避難指示及び警戒区域の設定

消防部，行政経営部（危機管理班）

火災が拡大し、住宅等に延焼するおそれがあるときは、関係住民に避難の指示を行う。

また、状況により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去命令を発し、関係住民の身の安全を守る。

第8 援護措置

行政経営部（危機管理班），関係各部（関係各班）

避難住民の避難所として、公民館・地区市民センター等市の施設を提供するとともに、必要な援護措置を実施する。

第 7 章 突風・竜巻等対策計画

第1節 突風・竜巻等対策計画

竜巻等の突風は、積乱雲や積雲が発生しやすい特殊な気象状況下で発生し、日本ではどの場所においてもその危険がある。突風が発生した場合に、市民に必要な情報を提供するなどの対策を講じる。

第1 市民への普及啓発

第2 竜巻等の発生時における情報収集・提供等

第1 市民への普及啓発

総合政策部（広報広聴班），関係各部（関係各班）

1 竜巻の特性

竜巻などの激しい突風は、発現時間が短く極めて小規模な現象のため、最新の技術を用いても観測や予測が難しい。このため、「竜巻注意情報」（※）の精度は必ずしも高くない。

そのため、気象情報と合わせて、竜巻発生の前兆現象（分かりやすい前兆現象として、厚く黒い雲、雷、大粒で強い雨、ひょう、冷たい雨等）を実際に確認することなどが必要である。

※ 竜巻注意情報

雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、気象庁が栃木県（北部・南部）を対象に発表する（有効期間を発表から1時間としており、注意すべき状況が続く場合には再度発表される）。

2 竜巻に関する広報

市民の一人一人が竜巻から身を守る方法について十分理解した上で、竜巻に関する気象情報を入手して発生に備えておく必要があることから、市は平時より広報紙、HP等を通じ、とるべき行動等を周知する。

（竜巻からの身の守り方）

屋内にいる場合	屋外にいる場合
・窓を開けない、窓から離れる。 ・カーテンを引く、雨戸・シャッターを閉める。 ・建物の最下階に移動する。 ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。	・車庫、物置、プレハブに避難しない。 ・近くの頑丈な建物に避難する。 ・飛来物に注意する。

出典：内閣府「竜巻等突風災害と対応（パンフレット）」

第2 竜巻等の発生時の情報収集・提供等

総合政策部（広報広聴課），関係各部（関係各班）

竜巻等発生 の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害が発生したときに情報を収集し，市民や防災関係機関などに必要な情報提供を行う。

1 情報の収集・提供

市は，竜巻等突風発生時に，迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう，気象台や報道機関との連携など，平常時から情報の収集・提供のできる体制整備に努める。

2 目撃情報を活用した竜巻注意情報の提供

平成26年9月より，気象庁は，竜巻発生 の目撃情報が得られた場合に，目撃情報のあった地域の周辺で更なる竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっていることを伝える竜巻注意情報の提供を開始することとした。

本市では，目撃情報による竜巻注意情報については，精度が高いものであることから，防災メール等で市民に対して情報提供に努める。

第 8 章 雪害対策計画

第1節 雪害対策計画

大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図る。

第1 災害発生の未然防止

第2 積雪対策

第1 災害発生 of 未然防止

建設部（道路保全課，都市基盤保全センター班），関係各部（関係各班）

大雪時に安全な道路交通の確保が図られるよう，降雪の状況に応じた除雪及び凍結防止の措置を適切に実施するための体制整備に努める。

第2 積雪対策

建設部（道路保全課，都市基盤保全センター班），関係各部（関係各班）

1 道路整備

冬期間における市民の安全な生活の確保を図るため，県，市，その他の道路管理者は，積雪，堆雪等に配慮した道路や設備の整備，点検，維持管理等を行う。

2 除雪体制の整備

大雪時に，緊急に道路交通を確保し，また，市民の除雪中の事故防止を図るため，県，市，その他の道路管理者は，次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- ・ 除雪機械の整備充実
- ・ 除雪要員等の動員体制
- ・ 所管施設の点検
- ・ 除雪資機材，融雪剤等の備蓄

また，市は，市民の住家等除雪中の事故発生を未然に防ぐため，地域コミュニティの共助による雪処理活動の支援に努める。

3 連絡体制の強化

異常な降雪により通信障害が発生した場合においても，連絡体制が確実に機能するよう，通信手段の多様化に努める。

第 9 章 放射線対策計画

第1節 放射線対策計画

栃木県には原子力発電所は存在しないが、近隣県の原子力事業所において事故が発生するなどして、放射性物質の影響が広範囲に及ぶ又はそのおそれがある場合、市民の身の安全と生活の確保、風評被害や損害賠償等のために必要な措置を実施する。

- 第1 原子力災害対策重点区域等
- 第2 注意活動（EAL1）
- 第3 警戒活動（EAL2 特定事象等の発生）
- 第4 初期活動（EAL3 原子力緊急事態宣言の発出）
- 第5 災害応急活動（原子力緊急事態宣言解除まで）
- 第6 県外からの避難者対策
- 第7 復旧対策
- 第8 収束期の対策

第1 原子力災害対策重点区域等

行政経営部（危機管理課）、関係各部（関係各課）

本節の計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。

対策指針においては、「原子力災害対策重点区域」「緊急事態区分及び緊急時活動レベル」「運用上の介入レベル」等が整理されている。

1 原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域（重点的に原子力災害に特有な対策を講じる必要がある区域）は、原子力施設の種類に応じて、当該施設からの距離を目安として設定されている。

- ① 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：原子力施設から概ね半径5km）
PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、後述するEALに応じて、即時避難を実施する区域のことを指す。
- ② 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね半径5～30km）
UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、後述するEAL，OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。

※ 宇都宮市から最も近い日本原子力発電株式会社東海第二発電所までは60km以上離れた位置関係にあるため、本市に該当する区域はない。

2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある

る場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

【放射性プルーム】

気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。

3 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。

[資料放1-1 EAL一覧]

4 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL（資料風応34-1 EAL一覧）に準拠する。なお、EAL2の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、「バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト」とされた。

区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な避難行動要支援者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
措置の概要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施

福島第一原子力発電所に係る住民防護措置の例	避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を準備する。	避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。
-----------------------	--	---	---------------------------

5 運用上の介入レベル（O I L）

対策指針において全面緊急事態に至り、放射性物質拡散後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準として運用上の介入レベル（O I L）が設定された。

ア 避難・屋内退避等の基準と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	数時間を目途に区域を特定し，避難等を実施（移動が困難なものの一時屋内退避を含む。）
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，地域生産物の摂取を制限するとともに，住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1 日内を目途に区域を特定し，地域生産物の摂取を制限するとともに，1 週間程度内に一時移転を実施

イ 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取，皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため，除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして，基準を超える際は迅速に除染
		β 線：13,000 cpm 【1 ヶ月後の値】	

ウ 飲食物のスクリーニング，摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	$0.5 \mu\text{Sv/h}$ (地上1m で計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類，穀類，肉，卵，魚，その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い，基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

第2 注意活動（E A L 1）

行政経営部（危機管理課），環境部（環境保全課），関係各部（関係各課）

近隣県における原子力発電所等において事故等（E A L 1）が発生した場合，市は県と連携しながら情報の収集にあたり，必要に応じ市民に情報を提供する。

【事故発生（E A L 1）】

福島県，茨城県，新潟県において震度6弱以上の地震が発生又は大津波警報が発令 等

第3 警戒活動（EAL2 特定事象等の発生）

行政経営部（危機管理課），環境部（環境保全課），関係各部（関係各課）

近隣県において「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に定める特定事象が発生した場合（EAL2），栃木県は原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき，原子力事業者から連絡通報を受け，速やかに県内市町に連絡することとされている。

市は連絡を受け，以下の警戒活動を実施する。

【特定事象等の発生（EAL2）】

- ・ 非常用直流電源が一となる状態が5分以上継続
- ・ 原子力事業所境界付近で5 μ Sv/h 以上の放射線量検出 等

1 情報の収集・連絡活動

原子力災害事故の状況及び市域への影響を把握するとともに，県をはじめとする関係機関との連携を密にしながらその後の対応に備える。

2 環境モニタリング体制

国及び県が実施する環境モニタリングの情報により，放射性物質の影響の有無又はその大きさを把握する。

市は平常時より，県をはじめとする関係機関と連携を図り，緊急時の環境放射線モニタリングに関する協力体制を整備する。

3 市民への情報提供

市はホームページ，防災メール等を活用し，原子力災害事故の状況等に関する情報を市民に提供する。

第4 初期活動（EAL3 原子力緊急事態宣言の発出）

行政経営部（危機管理班），環境部（環境保全班），関係各部（関係各班）

放射性物質が広範囲に拡散するなどして原子力緊急事態宣言が発出された場合（EAL3），市は以下の初期活動を実施する。

【原子力緊急事態宣言の発出（EAL3）】

- ・ 原子炉の非常停止に必要な機能が喪失
- ・ 全ての非常用直流電源喪失となる状態が5分以上継続
- ・ 原子力事業所境界付近で500 μ Sv/h 以上の放射線量検出 等

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

原子力緊急事態宣言が発出された場合，その他市長が必要と認めた場合は，市長を本部長とする災害対策本部を設置し，各部局が連携し，迅速な対応を図る。

また，必要に応じ，県が設置する災害対策本部に職員を派遣する。

(2) 放射線等対策分科会等の設置

必要に応じ、放射線等の庁内対応の総括、関係課の連絡調整を行う組織として、災害対策本部の中に放射線等対策分科会等を設置する。

2 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

市は、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等、必要な情報を収集する。

(2) 市民への伝達

市は県と連携して市民に情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

3 屋内退避、避難等の実施

(1) 国による避難指示

緊急時モニタリング結果などにより、空間放射線量比率が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市町長等に対し、O I Lに基づき避難等の指示が発出される。

(2) 屋内退避等の避難誘導

市は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づき、住民等に対し、屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示を行う。

さらに、県と連携して避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町の避難所への避難が迅速に行えるよう連絡体制を整備する。

また、国による屋内退避指示が出ている中で自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合、人命最優先の観点から市の判断で避難指示を出すことができる。その際には国と緊密な連携を行う。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する。

(3) 警戒区域の設定

市長は、原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、原災法及び災害対策基本法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行う。

4 飲料水の安全対策の実施

市は、国の指導・助言、指示及び県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

また、平常時より、飲料水の備蓄等、水道水の摂取制限を実施する場合に備える。

5 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

(1) 飲食物の摂取制限

飲食物の摂取制限の実施に当たっては、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域や当該地域における

測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。

このため、当該地域における飲食物中の放射性核種濃度の測定については、国から示される検査計画等のガイドラインに基づき、県が検査計画を策定して実施するとともに、O I Lに基づく飲食物摂取制限を行い、市は、住民等へ周知する。

なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

(2) 食品等の出荷自粛要請等

市は、国・県が行う農林水産物や加工食品等の放射性物質モニタリング検査結果のほか、放射性物質濃度が国の定める基準を超えるなど、県が生産者に対し出荷自粛を要請した場合にも、ホームページ等を活用し広く市民に周知する。

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

食品群	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	1 0
牛乳	5 0
乳児用食品	5 0
一般食品	1 0 0

6 住民等の健康対策

市は、国・県等と連携し、災害対応の段階や対象区域等に応じて、住民、避難者等を対象に心身の健康に関する相談を実施するとともに、必要に応じて放射線スクリーニング検査を実施する。

また、安定ヨウ素剤の配布が必要となった場合には、国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、国及び県等と連携して対応する。

第5 災害応急活動（原子力緊急事態宣言解除まで）

行政経営部（危機管理班）、環境部（環境保全班）、関係各部（関係各班）

原子力災害事故の状況等に応じ、「第4 初期活動（E A L 3 原子力緊急事態宣言の発出）」を継続して実施しつつ、下記の活動を行う。

1 避難所の開設・運営

市は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、県と連携し住民等に周知する。

避難所の管理・運営等については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 応急避難対策の実施」に基づき行う。

2 医療活動の実施

市は県と連携し、主要な避難経路上に医療救護所を設けるなどして、被災者等を対象に汚染検査、医療救護及び健康管理等の措置を行う。

3 児童生徒等の安全対策

学校は、原子力災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

また平常時から、原子力災害時の学校等における緊急連絡体制、保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備、屋内退避時における教職員等の役割分担を明確にしておく。

4 放射線量の測定・公表等

状況に応じ、県が実施する環境モニタリングのほか、市独自に放射性物質の測定を行い迅速に情報提供することで、市民の安心感を高める。

(1) 空間放射線量の測定

市内を複数のブロックに分け、本庁舎、各地区市民センター等の市有施設に定点ポイントを設けるなどして、市域全体の空間放射線量の把握に努めるとともに、子どもの活動場所となる学校、保育園、公園等においても測定を実施する。

(2) 食品検査の実施

食品の安全・安心を確保するため、県と連携し、市内に流通している食材の放射性物質検査を実施する。

また、学校、保育所等において、給食食材や調理済給食など必要な放射性物質検査を実施する。

(3) 水道水の測定

浄水場の水道水について放射性物質の測定を実施する。

5 除染等対策

放射線測定の結果、小中学校、保育園等において除染等対策が必要となった場合には、国や県が示す方針や基準、ガイドライン等に基づき除染等対策を実施する。

第6 県外からの避難者対策

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 応急避難対策の実施 第8 県外からの避難者対策 及び 第9 広域一時滞在対策」を準用するとともに、「原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書」に基づく水戸市からの避難者については、次のとおり受入れ等を実施する。

1 広域避難に関する協定

水戸市と協定を締結し、日本原子力発電東海第二発電所において事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶことが予想されることから、UPZ内にある水戸市からの避難者を受け入れる。

2 避難者の受入れ等

「水戸市原子力災害広域避難計画」に基づき水戸市が作成する実施要領に従い、水戸市からの避難者を受け入れる。

(1) 避難所の選定

本市の指定避難所等の中から、水戸市からの想定避難者数等に応じて避難者を受け入れるための避難所をあらかじめ選定しておく。

(2) 避難所の開設

水戸市から広域避難の受入要請があった場合、本市は速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

(3) 避難所運営の移管

避難所開設後は、水戸市に避難所の運営を移管する。

(4) 物資等

避難所運営に必要な物資及び資機材等については水戸市が確保するが、水戸市からの要請等に応じて本市の物資等を提供する。

第7 復旧対策

関係各部（関係各班）

1 住民等への健康対策

市は、県と連携し、住民等の不安を払拭するため、放射線の身体的影響に係る相談及び心のケアに関する相談を実施する。

また、健康影響調査の必要性が生じた場合、県と連携、医療機関やその他関係機関と協力して調査を実施する。

2 風評被害の防止

市は県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又は影響を軽減するため、広報活動等、必要な措置を講じる。

3 損害賠償

市は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

また、原子力災害によって損害を受けた市内の事業者等に対して、国・県と連携し、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行う。

4 各種制限の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認する。

第8 収束期の対策

関係各部（関係各課）

原子力災害事故の応急対応が終了し、国や原子力事業者等による中長期的な事態収束に向けた取組が行われている段階においては、市は状況に応じ、市民の安全・安心を確保するための措置を実施する。

1 災害対策本部の廃止

本部長（市長）は、原子力緊急事態の解除宣言がなされた場合や、原子力施設の事故の終結など、全庁的な対応の必要がなくなったと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

2 市民等への対応

市は、放射線等に対する市民の不安解消のため、状況に応じ規模を縮小しながら、空間放射線量の測定、食品検査、除染、健康相談等の措置を実施する。

宇都宮市地域防災計画

【風水害・放射線等対策編】

発 行 宇都宮市防災会議

事務局 宇都宮市行政経営部危機管理課

宇都宮市旭 1 丁目 1 － 5

NTTEL (028) 632－2052

NW-TEL (009) 601－2052

作 成 令和 7 年 3 月